令和３年第２回　飯塚市議会会議録第５号

　令和３年３月１５日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１２日　　３月１５日（月曜日）

第１　一般質問

第２　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第　４号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第２号)

（　経済建設委員会　）

２　議案第　６号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算

（　協働環境委員会　）

３　議案第　７号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計予算

（　福祉文教委員会　）

４　議案第　８号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

（　協働環境委員会　）

５　議案第　９号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

６　議案第１０号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

７　議案第１１号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

８　議案第１２号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

９　議案第１３号　令和３年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

10　議案第１４号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

（　協働環境委員会　）

11　議案第１５号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算

（　福祉文教委員会　）

12　議案第１６号　令和３年度 飯塚市水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

13　議案第１７号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

14　議案第１８号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

15　議案第１９号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計予算

（　経済建設委員会　）

16　議案第２０号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

17　議案第２１号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

18　議案第２２号　飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

19　議案第２３号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

20　議案第２４号　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例

（　総務委員会　）

21　議案第２５号　飯塚市企業版ふるさと応援基金条例

（　総務委員会　）

22　議案第２６号　飯塚市手話言語条例

（　福祉文教委員会　）

23　議案第２７号　飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

24　議案第２８号　飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

（　福祉文教委員会　）

25　議案第２９号　飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（　福祉文教委員会　）

26　議案第３０号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

（　経済建設委員会　）

27　議案第３１号　市道路線の認定

（　経済建設委員会　）

第３　追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

１　議案第５０号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１５号）

（　総務委員会　）

２　議案第５１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１４号））

（　総務委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。３月１１日に引き続き一般質問を行います。１５番　田中裕二議員に発言を許します。１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　おはようございます。質問通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、各種予防接種について、空き家対策について、以上２点について質問をいたします。

１番目に成人肺炎球菌ワクチン、２番目に子宮頸がんワクチン、この質問をさせていただきますけれども、この質問は過去に数度質問をさせていただいております。特に６月議会で要望、提案していたことを、９月議会で確認をさせていただいたところ、全くと言っていいほど進展がございませんでした。執行部の皆様も答弁には大変ご苦労されたのではないかと思います。今回は、その要望、提案に対してどのように対応されたのかの確認を含めまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、各種予防接種について、成人肺炎球菌ワクチン予防接種についてお尋ねをいたします。再勧奨通知について、一昨年１２月議会で実施する方向で検討するとの答弁に対しまして、昨年９月議会で確認をしたところ、問題を解決できるような方策を十分に協議し、検討したいとの答弁がございました。そして、来年１月以降、今年の１月のことでございますが、再通知する方向で検討していると、このように答弁をされております。このように明確に答弁をされておりますので、当然、再通知はされていると思いますが、令和２年度の再通知は実施されたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　再勧奨は１月中旬をめどに作業を進めておりましたが、昨年１１月ごろから１２月にかけてワクチンの供給が不安定であったため遅れておりますが、本年度の対象者には１月下旬に再勧奨通知を送付いたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　１月下旬に再勧奨通知を送付したということでございますので、この再通知による接種率の効果というのは、今の時点ではまだ確認はできないと思いますけれども、しっかりと検証をしていただきますようお願いをいたします。

令和３年度も個別通知はされると思いますが、例年であれば、４月に個別通知をされておりましたけれども、今年もそのように４月にされるのか、と言いますのも、この肺炎球菌ワクチンの予防接種の対象者は６５歳以上の方でございます。６５歳と言いますと、後ほど触れますけれども、新型コロナワクチンの接種、これは６５歳以上の方からの接種になりますので、それと同じ時期になるのではないかと思います。この新型コロナウイルスワクチンの接種券の送付と時期がダブりますと、対象者は本当に混乱をされるのではないかと思いますが、どのようにされるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　通常であれば、年度の初めである４月上旬に接種券を送付いたしておりますが、６５歳以上の方には新型コロナウイルスワクチン接種券を同時期に送付することになりますので、高齢者の方の混乱を避けるため、成人肺炎球菌ワクチンの個別通知に関しましては、送付時期を検討しているところでございます。コロナワクチンのスケジュールにつきましては、現在、不確定な部分が多くございますので、状況を確認しながら、最適な通知時期を検討してまいります。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　同じ時期になるということでございますので、それではこの新型コロナウイルスワクチンと別の予防接種、成人肺炎球菌ワクチンでもいいんですけれども、接種間隔はどのくらいあけなければいけないのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新型コロナウイルスワクチンと別の予防接種につきましては、接種間隔は１３日以上あけることとなっております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　そのこともしっかりと周知をしていただきますようにお願いをいたします。この成人肺炎球菌ワクチンの予防接種は、接種率の低さから、令和元年度から５年間延長されております。対象者は一生に１度のことでありますので、必ず接種をしていただきますように、しっかりと周知、また、勧奨をお願いいたします。

次に、子宮頸がんワクチン予防接種についてお尋ねをいたします。昨年９月の一般質問におきまして、高校１年生の方に対して個別通知をしてほしいと要望をしておりました。それに対して、９月に学校を通じてチラシを配布したとのことでございましたが、それ以降に対象者に対して何らかの個別通知はされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　昨年９月に学校を通じてチラシを配布いたしておりますが、それ以降の個別通知については実施いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　昨年１０月と今年の１月に、厚生労働省から子宮頸がんワクチンの予防接種に関する通知が出ているはずでございます。どのような内容なのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　１０月９日付の通知では、子宮頸がんワクチンは公費によって接種できるワクチンの一つであることを、定期接種の対象者及びその保護者に知っていただくとともに、ワクチン接種の検討、判断をするための十分な情報を提供することが示されております。さらに、平成２５年６月に発出されたヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について、これは勧告でございますが、一部が改正され、対象者が接種のために受診した場合は、積極的な勧奨は行っていないことを伝えるということになっていた部分が削除されております。また、１月２６日付の通知では、市町村に対して、対象者及びその保護者に対する情報提供については個別通知とし、確実な周知に努めることとなっております。個別通知による情報提供の実施状況については、今後、国が市町村を調査するということが示されております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまの答弁のとおり、１０月９日付の通知では、平成２５年６月に発出されたヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての勧告の一部が改正をされて、対象者が接種のために受診した場合は、積極的な勧奨を行っていないことを伝えることとなっていた部分が削除されております。答弁のとおりです。さらに周知方法につきましては、個別通知を求めるものではないという文言も削除されております。ということは、定期接種実施要項に記載されていますように、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き個別通知とし、確実な周知に努めると、このように対応しなさいということになっています。さらに、今年１月２６日の通知では、個別通知がきちっと実施されているかどうか調査しますよと、このような内容ですね。この通知を受けまして、飯塚市としては今後どのように対応されるのか、個別通知をされる予定なのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和３年４月には、小学６年生から高校１年生までの対象者の方に、国から示された子宮頸がんワクチンの効果やリスクが説明されているリーフレットと一緒に、接種を希望された場合に円滑に接種できるために必要な情報を個別通知する予定でございます。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　令和３年４月に対象者全員に個別通知をするということでございますが、この個別通知は、令和４年度以降もされる予定なのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和４年度以降についても、国の動向に注意を払いながら対応していきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　この子宮頸がんワクチン定期接種は、小学校６年生から高校１年生相当の５年間の方が対象でございます。恐らく小学校６年生の方が接種されるということはほぼないとは思いますが、５年間ありますので、過去に打ったことを忘れてしまって、再度接種される可能性もあるのではないかと思いますが、そのようなことがないように、どのような対策を講じられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市町村が実施する定期予防接種は、予防接種法で定められた接種回数となっております。接種回数は、母子手帳で履歴の管理を行っており、医療機関でも必ず母子手帳の履歴を確認した上での接種をお願いしております。また、予防接種履歴につきましては、保健センターで管理しておりますので、もし母子手帳紛失の際にも、再交付で対応できるようになっており、安全に予防接種を受けることができるように対策をいたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　そのような危険性はないような対策をとるということでございます。福岡市では、コロナ禍におきまして、高校１年生相当の対象者に関しては、子宮頸がんワクチンの予防接種期間の延長ができると、このようにチラシにも記されておりますが、飯塚市でも同様の措置ができるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚市においても、コロナ禍において定期予防接種期間の延長ができる措置をとっております。コロナ禍における措置は、子宮頸がんワクチンに限ったものではなく、定期予防接種全般において行っております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　そのことを、どのように周知されるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　周知に関しましては、ホームページにおきまして、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、予防接種可能期限を延長する内容を掲載しております。また、主治医の判断で対象となる方が決まりますので、医療機関にも周知いたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ホームページにも記載するということでございますが、そのホームページなんですけれども、このホームページの内容が丁寧なものに変更されたと、昨年の９月議会で確認をいたしましたが、残念なことに厚生労働省のリーフレット、これは３つありますけれども、そのうちの一番上のリーフレットは最新のものに変更されておりましたが、下の２つのリーフレットが古いままで、以前のものでございました。この最新のリーフレットは、以前のものと何が違うのかと言うと、子どもと保護者向けのリーフレットでは、ＨＰＶワクチンは積極的にお勧めすることを一時的にやめていますとしていた文言を、新しいリーフレットでは、そのことを削除されて、接種をお勧めするお知らせをお送りするのではなく、希望される方が接種を受けられるよう皆様に情報をお届けしていますと、このように改められております。そして改定前のリーフレットは使用しないことと、１０月９日の通達の中に記載されております。そのことを打ち合わせのときに、これ古いリーフレットのままですねという指摘をいたしましたが、その後、これは改善されたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　質問議員よりご指摘を受けましたホームページのリーフレットについては、すぐに情報を更新いたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　提供する情報量が大変多いので、見落とすということもあり得るかと思いますけれども、ホームページは情報収集に誰でも閲覧するものでございます。更新の際には細心の注意を払っていただきますようにお願いをいたします。

また、さらに３点お願いがございます。１点目に高校１年生相当の対象者は、前回の質問でも申しましたように、９月３０日までに１回目を接種しないと、これは３回接種になっていますので、９月３０日までに１回目の接種をしないと自己負担が発生しますので、適切な時期に未接種の高校１年生相当の対象者には、お忘れではないですかとの意味で、再通知をしていただきたいと思いますが、この点検討していただけるでしょうか。

２点目にホームページの内容でございますが、現在、ホームページはこのように記載をされております。ＨＰＶワクチンは平成２５年４月から定期接種となりましたが、厚生労働省のワクチンとの因果関係を、否定できない持続的な痛み等がワクチンの接種後に見られたことから、平成２５年６月よりヒトパピローマウイルスワクチン接種の積極的な勧奨の差し控えを勧告しました。令和２年１０月９日厚生労働省発出文書により、ワクチンの有効性及び安全性等について十分にご理解いただいた上で接種を希望する場合、定期接種として接種することができることになりましたと、このように記載をされております。先ほど述べました改定されたリーフレットには、先ほど言いましたように、積極的にお勧めすることを一時的にやめていますという文言が削除されておりますので、今ホームページに記載をされている内容、このままでいいのか。さらにホームページの記載には、最後の部分ですけども、平成２５年度から定期接種として接種できるようになっているのが、ホームページの最後の部分を読みますと、令和２年１０月９日厚生労働省発出文書により定期接種として接種することができるようになったと、このように捉えられる方がいらっしゃるのではなかろうかと。ちょっとわかりにくいですね。もう一遍言いますね。この定期接種は、平成２５年から定期接種ができるようになっているんですけれども、ホームページの内容は、令和２年１０月９日の通達により、定期接種をできるようになったというふうに捉えられるおそれがあるのではなかろうかと、そういう意味ですね。これをこのままの記載でいいのかどうか、先ほど言いましたように、積極的な勧奨を控えているという部分、そしてちょっとこれ紛らわしいんじゃないかという部分、これをこのままでいいのかどうか、ちょっと関係機関と検討をしていただきたいと思います。

また、３点目でございます。お問い合わせは健幸・スポーツ課母子保健係となっておりますが、他市ではこのようなことがあったそうです。問い合わせをしたところ、行政の窓口で、副作用のことは御存じですか、本当に大丈夫ですかと、副作用のことばっかり言われて、やめたほうがいいですよというふうに受け取ってしまった。そういう方もいらっしゃったそうでございます。この副反応につきましては、本当に大事なことでございますから、しっかりと説明をしていただくことは当然でございますけれども、それとあわせまして、このワクチンの効能についても、しっかりとご説明をしていただきたいと思います。要するにリーフレットに書いてある内容どおりに説明をしていただければいいんじゃないかと思います。今申しました３点、検討またはお願いができるのかどうか、どのように対応していただけるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員にお願いいたします。関連性があるのはものすごくわかるんですけど、できるだけ一問一答でしていただいたほうが、皆さんわかりやすいと思いますので、今後そのように対応してください。お願いいたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まず１点目でございますが、高校１年生への個別通知につきましては、これにつきましては申しわけございませんが、今後ちょっと検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。２点目でございますが、ホームページの記載の問題でございます。これについては見られる方に誤解のないよう、そして正確な情報が伝わるように改善に向け協議していきたいと思っております。それから３点目の保健センターの相談につきましては、これも質問議員が言われましたように、国のリーフレットをもとに正しい情報を提供するということに努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ご検討よろしくお願いいたします。前回も述べましたように、日本では毎年１万人の女性が子宮頸がんにかかり、約３千人の方が死亡されております。また、２０００年以降、患者数も死亡率も増加をしております。また、死亡されていない方の中には、子宮を摘出され子どもさんを産めなくなった方もいらっしゃいますし、がんの再発等で不安を感じながら生活をされている方もいらっしゃいます。そのような方を１人でも減らすために、正しく子宮頸がんのことを、また、ワクチンのことをお知らせしていただきますようにお願いをいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねをいたします。世界で猛威を振るっております新型コロナウイルスも、ようやくワクチンが開発され、日本におきましても間もなくワクチン接種が始まります。しかし飯塚市に入ってくる時期、また、どのくらいの量が入ってくるのか、まだ不確かでございますが、今回は基本的な確認のために質問をさせていただきます。まず予防接種には定期接種、また、任意接種などございますが、このコロナウイルスワクチン接種の位置づけは、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　予防接種法第２９条の規定により、第１号法定受託事務とされております新型コロナウイルスワクチンに係る特例的な臨時接種となります。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまご答弁がありました特例的な臨時接種とは、どのようなものなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　臨時接種とは、予防接種法によって定められた特定の疾病に対して臨時的に行われる予防接種のことでございます。臨時接種の場合、国や地方自治体がその費用を負担することとなります。予防接種法では、１類疾病または２類疾病として定められた疾病のうち、厚生労働大臣が緊急性の高さ、あるいはパンデミックの危険性などを認めた場合に臨時で予防接種を行うことができるといたしております。また、厚生労働大臣は、都道府県や市区町村に臨時接種を行うように要請することもできるとなっております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　次に、住民接種のスケジュールについてお尋ねをいたします。先ほども述べましたように、このワクチンがいつ入ってくるのか、どのくらいの量が入ってくるのかが不確かでございますが、これが予定どおりに入ってきたとして、接種のスケジュールはどのようになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　これはあくまでも予定でございますが、当初、国から示されたスケジュールでは、３月下旬に６５歳以上の高齢者に接種券を送付し、４月以降に接種を開始するとなっております。また、高齢者以外の方は、４月中旬には接種券を送付し、接種時期については、今後、国がスケジュールを示すこととなっておりました。しかしながら、令和３年２月２４日付の国の事務連絡によりますと、住民接種向けのワクチン配送は４月１２日以降、ごく少数のワクチンの配布が福岡県へ開始され、４月２６日から全ての市町村に配送されるという通知が来ております。その通知から推測すると、高齢者の接種券の送付は４月中旬ごろになり、接種の開始は４月下旬ごろから５月上旬ごろになるかと思われます。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまのご答弁によりますと、４月１２日以降ごく少数のワクチンの配布が福岡県へ開始されるという答弁でございました。接種回数に関しましては、多くの方が接種できるように１回接種にしたほうがいいとか、２回接種すべきだとかいろいろ言われておりましたが、結局２回接種になったようでありますし、３月１日に全戸配布されましたチラシにも、２回接種ということが、間隔をあけて１人２回接種と明記をされております。この２回接種するにはどのくらいの間隔をあけるのか、また、そのことをどのように周知されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　国の考え方でございますが、現在、薬事承認されているファイザー社製のワクチンは、十分な免疫ができるのは、２回目の接種を受けてから７日程度たって以降とされておりますので、国は２回接種をするということを基本としております。接種間隔としては２１日をあけなければなりませんので、そのことについては接種券発送時にお知らせいたします。また、２回目の接種予約は、１回目の接種終了時に行う予定としていますので、このことで期間の間違いがないようにできると考えております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　今回の臨時接種では、接種勧奨をするようになっております。飯塚市としては、当初予算を見ますと８０％の接種率を目指しているようでございますが、積極的な勧奨を行う予定なのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今回のワクチン接種は努力義務であり強制ではございませんが、接種したい方に速やかに接種ができるように、また、多くの方に接種していただけるよう広報を含め、その体制整備に努めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、接種に当たって不安のある方への対応、どのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　接種に当たって、ご自身の体調や病状等から不安のある方は、まずはかかりつけの先生に相談してもらいたいと考えております。また、かかりつけ医のいない方は、県の設置する医学的な専門のコールセンターに相談していただいて、その上でご家族で相談し、接種するのかやめるのかを判断していただくことになります。なお、ワクチン接種全般に関する相談については、市もコールセンターを設置いたしますので、そちらで対応することといたしております。これらのことを含めて、いろいろな情報については、市の作成するチラシやホームページなどでもお知らせすることといたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、このワクチンを接種しないほうが良い方もいらっしゃると思います。どのような方は接種しないほうが良いのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　国が公表しております接種をしないほうが良いという方とは、明らかに発熱している方、重い急性疾患にかかっている方、ワクチンの成分に対しアナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方、それ以外の方でも予防接種を受けることが不適当な状態にある方となっております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　明らかに発熱している方、受けないほうが良いということでございましたが、どのくらいの熱なのか、そしてまた熱が下がってどのくらいすれば受けられるようになるのか、この点いかがでしょう。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　明らかな発熱とは、通常３７．５度以上を指します。ただし、３７．５度を下回る場合も、平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。今ご質問の、熱が出て何日たてば接種ができるのかということについては、手元に資料がございませんので答弁できません。申しわけございません。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　アナフィラキシーなど重度の過敏症の、過去にそういうことがあった方は受けないほうが良いですよということでございますが、具体的にはどのような症状にある方なのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　アナフィラキシーや全身性の皮膚粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下などアナフィラキシーを疑わせる複数の症状のある方となっております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、このワクチン接種に当たって注意が必要な方、受けないほうが良いという方ではなくて、注意が必要な方もいらっしゃると思いますが、どのような方が注意する必要があるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　国が公表している注意が必要な方とは、過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障がいなどの基礎疾患のある方、過去に予防接種を受けて、接種後２日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た方、過去にけいれんを起こしたことがある方、ワクチンの成分に対してアレルギーが起こるおそれがある方、また、新型コロナウイルスワクチンは筋肉内に注射することから、抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障がいのある方は、接種後の出血にも注意が必要とされております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　注意が必要な方をいろいろ言われました。心臓とか腎臓、肝臓、その他ありますけれども、私も不整脈がありますので注意をしなくてはいけないんだろうと思いますが、受けたほうがいいのか、受けないほうがいいのか相談をするのは、やっぱり医療機関での相談になろうかと思いますが、その方は医療機関に相談してくださいというふうになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今回の新型コロナウイルスワクチンの接種に当たって不安のある方につきましては、まずは、かかりつけの先生がいらっしゃる場合は、かかりつけの先生に相談していただくことが一番だと思います。かかりつけの先生がいらっしゃらない場合は、医療専門の相談窓口がございますので、そういったところをご紹介いたしますので、そういったところでまず相談していただいて、最終的にはご家族といろいろ相談されて判断していただくということになろうかと思います。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ワクチン接種に関する周知、どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ワクチン接種に関する市民への周知につきましては、全戸配布チラシやホームページで行ってまいります。また、接種開始前に対象者全てに個別で接種券を発送いたしますので、その際、１回目の予診票、ワクチン接種に関するお知らせ、集団接種会場や接種が可能な医療機関一覧を添える予定といたしております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　接種が始まりまして、この接種率や時期を見て再勧奨もあり得ると思われますか、この点いかがでしょう。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　再勧奨に関しましても、法定受託事務という形になりますので、国の動向を見ながら必要に応じて検討していくつもりでございます。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　この新型コロナウイルスが１日でも早く収束できるように、しっかりと取り組んでいただきますようにお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、空き家対策について質問いたします。初めに、本市の空き家の現状についてお尋ねをいたしますが、本市の空き家対策につきましては、平成３０年３月に策定した飯塚市空家等対策計画に基づき行われているものと理解をしておりますが、まず、本市の空き家の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　平成２８年度に空家等実態調査を実施いたしました。この調査は、市内全域の公営住宅及び共同住宅を除く全ての建築物を対象に現地調査を行い、空き家等を特定したものでございます。住民基本台帳及び水道の使用状況等により、空き家等ではないと判断した住居等を除く、居住実態が不明な１万９４５０戸の建築物を対象に調査を行い、３４８６戸の空き家があるという結果となっております。そのうち居住可能な問題のない空き家が１１２７戸、改修すれば居住可能な空き家が９５４戸、居住不能または大改修が必要な空き家が９９１戸、敷地内へ立入りできない等の理由で判定不可能な空き家が４１４戸となっており、過半数以上が有効利用のできる空き家となっております。なお、平成２８年度以降、同調査の実施は行っておりませんが、５年ごとに国が実施しております住宅・土地統計調査の結果におきましては、本市の平成２５年度の空き家率が１８％に対し、平成３０年度が２０％でありましたことから、空き家はふえている状況であると認識しております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまの答弁によりますと、３４８６戸の空き家のうち居住可能な問題のないＡ判定の空き家が１１２７戸、改修すれば居住可能なＢ判定の空き家が９５４戸、合計２０８１戸の空き家が居住できるということでございますが、この２０８１戸の空き家も年数がたつと居住不能になり、やがては危険老朽家屋になってしまいます。そこで本市におきましては、空き家の利活用の取り組みとして、飯塚市空き家情報バンクを実施しておりますが、現状はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　平成３１年４月に開設いたしました飯塚市空き家情報バンクの事前相談件数でございますが、平成３１年度は２３件、令和２年度は２８件の相談があっております。そのうち登録宅建業者へ紹介した物件数につきましては、平成３１年度は７件、令和２年度は６件の計１３件でありますが、所有者との条件等の折り合いがつかなかったため６件が媒介不成立となっております。しかし、所有者が登録宅建業者から直接利活用等の助言等を受ける機会が設けられましたことから、今後につながるものと考えております。また、登録宅建業者へ紹介したうち７件につきましては、令和３年２月末現在で３件の売却希望の登録があり、うち２件が成約に至っております。残り４件につきましては、登録宅建業者と交渉中であり、飯塚市空き家情報バンクとしての成果と考えております。相談件数の残り件数である平成３１年度の１６件、令和２年度の２２件につきましては、建築基準法に基づく接道義務を満たしていないことや、既に宅建業者に媒介している等の理由で、飯塚市空き家情報バンクの登録要件を満たさないことから登録には至っておりませんが、条件を満たす状況となった際には、申請をしていただくように懇切丁寧な対応に努めてまいります。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　先ほども述べましたように、利用可能な空き家が過半数以上ありながら、今ご答弁いただきました数、２３件とか２８件とか６件とか３件とか２件とか、この数をお聞きしたら登録件数が非常に少ないように思いますが、どのように周知をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　周知方法としましては、市報及び市ホームページ以外の周知といたしまして、毎年５月に送付されます固定資産税納税通知書へ制度を紹介したチラシの同封を行っております。今年度の新たな周知への取り組みとしましては、地域包括支援センター、介護保険指定事務所へのチラシの配布や、死亡届の提出の際に市民課等が配布する各種手続の案内チラシへ、飯塚市空き家情報バンク制度の紹介記事を掲載しております。また、空き家をテーマに講師の依頼がありました頴田交流センターふれあい大学におきまして、飯塚市空き家情報バンク制度等の周知を効果的に図れる機会と捉え、講義の実施を行っております。なお、令和２年１０月に福岡県が開設しております空き家活用サポートセンターにつきましても、本市の空き家所有者からの相談がありましたことから、登録の可能性がある方につきましては、あっせんしていただく等の連携も図っております。今後も他の周知方法の検討を行い、登録件数の増加に努めてまいりたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　登録件数の増加にしっかりと努めていただきますようにお願いをいたします。

では次に、空き家の利活用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法についてお尋ねをいたしますが、この制度、どのようなものなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　住宅セーフティネット法は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本を定めることにより、賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として、平成１９年７月に施行され、その後、平成２９年１０月に改正されております。改正されました内容としては、民間の空き家、空き室等の活用として、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等の新たな住宅セーフティネット制度が創設されたことを初め、地方公共団体が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の目標や、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進策などを定める賃貸住宅供給促進計画の策定ができるようになりました。このことにより、福岡県は平成３１年３月に、福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定しており、飯塚市内の民間賃貸住宅登録戸数は１６３戸となっております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまのご答弁の中で、住宅確保要配慮者、この定義を教えていただけますか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画における住宅確保要配慮者の定義につきましては、法に定められた低所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを養育している人に加え、外国人、ＤＶ被害者、児童養護施設等退所者、ＬＧＢＴ、性的少数者でございますが、などが規定されております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　平成３１年３月に福岡県が策定をした福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画については、どのような内容なのか、具体的な説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画とは、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住生活の実現を基本理念として、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標や、目標達成に必要な事項を定めたものでございます。令和５年度までに７千戸の登録住宅を供給目標としており、基本目標として住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給促進、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化の３つの目標を掲げております。これらの基本目標を柱として、市町村と連携を図りながら、具体的な施策に取り組んでいく内容となっております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　福岡県で策定されました内容については理解ができました。では、本市におきまして今後、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画を策定する予定はあるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　本市におきましては、現時点で住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画は策定しておりませんが、公的賃貸住宅であります市営住宅におきましては、令和２年４月より入居時における連帯保証人の廃止及び令和２年８月より通年による随時公募等を行うことで、住宅確保要配慮者にも円滑な住宅供給ができております。今後、計画の策定をする場合につきましては、関係部署や関係機関と連携を図り、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を把握した上で、施策の検討を行いたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　住宅セーフティネットに関する本市の取り組み等については理解をいたしました。これまでの答弁での説明を整理いたしますと、住宅セーフティネットでの空き家、空き室と、飯塚市空き家バンク制度においての空き家では、趣旨が違うようでございますが、確認の意味を含めまして、お尋ねをいたしますが、飯塚市内の利用されていない空き家について、登録住宅として活用することができないのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　質問議員が言われますとおり、個人が所有する空き家の活用につきましては、今後、必要性が高まってくるものと認識しております。しかしながら、先ほど答弁させていただきました内容と重複いたしますが、福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の基本目標の１つに、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進とあり、具体的には、今後、公的賃貸住宅が大幅に増加しないことが考えられる中、民間事業者が保有する空き家、空き室を活用し、多様な主体による住宅セーフティネットの構築が重要となると掲げられております。このことを踏まえまして、現状におきましては、登録住宅の増加を図る効果的、効率的な手法といたしましては、民間事業者が保有する空き家、空き室の活用の推進と考えておりますので、民間事業者への制度の理解を図り、登録の促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　空き家対策については、私自身も何回か質問をさせていただいておりますが、その背景には、適切な管理がされていない空き家に困っていると、市民の方からそのような声をよく耳にしますし、また、私自身も空き家がふえているということを緊急の課題だと実感をしております。もちろん空き家は個人の財産であるため、市が対応に苦慮していることも理解をいたします。倒壊等の危険が迫った空き家については、もちろん解体が有効な手段でありますが、利活用可能な空き家につきましては、本市の課題解決の方法に役立てる観点を持ち、実施していただくことで、所有者はもちろんのこと、市民の意識も変わり、効果的に空き家対策が進むものと認識をしております。先日、片峯市長からも、移住定住促進のため古民家再生を推進すると、このような発言もあっておりますので、ぜひ創意工夫により、空き家の利活用施策を進めていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１０時５２分　休憩

午前１１時０５分　再開

○副議長（坂平末雄）

　本会議を再開いたします。１２番　江口　徹議員に発言を許します。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　江口　徹でございます。本日は３点について、まず公園について、そして新型コロナ感染症対策について、そして、児童虐待と子どもの人権についてお聞きしたいと思います。

まず１点目は、公園についてでございます。先日笠城ダム公園について、私のところに１通のメールが来ました。そのメールというのは、笠城ダム公園のトイレが使えないと。そしてまた、遊具がちょっと少ないというお話でした。ここを切り口に公園について考えてみたいと思います。まず笠城ダム公園について、その成り立ちですね、成り立ちと現状について、どのようになっているのかお聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　まず初めに、笠城ダム公園の経緯でございますが、笠城ダム公園は昭和４９年度から工事を開始し、昭和５８年度に供用を開始した総面積５８．９ヘクタールの都市公園でございます。主な整備の経過としましては、昭和５１年度から５２年度にかけて、冒険広場、児童広場を整備し、昭和５４年度から５５年度にかけて、子供の国広場を整備しております。また、昭和５９年度から６０年度にかけて、ふれあい広場、いこいの広場を整備し、平成４年度から平成５年度に芝生広場を整備しており、整備費は約９億７千万円になります。最近では、平成２８年度に複合遊具等の遊具や、平成２９年度に多目的トイレ等の更新を実施しております。

　続きまして、現状でございますが、笠城ダム公園は芝生広場に１カ所の複合遊具等があり、散策しながら体を使って遊べる公園として、また、春には園路沿いの桜やツツジが有名な公園として利用されていますが、主要な施設が約３０年以上経過していることから、トイレや遊具等の施設につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、更新等を行っております。また、草刈りや点検等の日常的な管理につきましては、笠城ダム公園管理組合に委託しており、老朽化が進んで簡易的な修繕等が必要な箇所につきましては、職員等で対応している状況でございます。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　言われるように、かなり広い公園なんですよね。この笠城ダム公園、市内の公園の中でどういった形の位置づけにあるのか、そしてまた、利用状況はどういった形なのか、お聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　笠城ダム公園の位置づけでございますが、笠城ダム公園は都市公園法に基づき、供用開始された都市公園の中で面積が一番大きな総合公園でございます。総合公園とは、市民の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、１カ所当たりの面積１０から５０ヘクタールを標準として配置することとなっております。また、利用状況でございますが、笠城ダム公園は市民の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的としていることから、日常はダム周りの園路の散策やウォーキング等に利用され、また、芝生広場やグラウンド等のオープンスペースにつきましては、市民の憩いの場や運動の場として利用頻度が高く、多くの方に親しまれている公園となっております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　そういった利用状況、そして位置づけにあるわけなんですが、先ほどお話ししたように、トイレは現状使えない状況です。特に新しいトイレが使えないんですよね。もう１個古いトイレがあるんだけど、本当に古くて汚いわけです。そしてまた遊具も言われたように、結構本当に広いんだけど、複合遊具が１カ所あるだけ。もっとスペースあるのになあと思ったりはします。片一方で駐車場、これ、駐車場がなくて、それこそ遊具のところには、路肩にとめておられる車があったりするわけです。せっかくの公園、きちんと使えるためには整備が必要と思いますが、この点についてどうお考えですか。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　トイレや遊具につきましては、平成２５年度に策定しております公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設長寿命化対策支援事業の補助金を活用し、ユニバーサルデザインに配慮した公園施設の改築、更新を行っていきたいと考えております。現在、修繕が必要なトイレにつきましても、早急に対応したいと考えております。また、駐車場につきましては、芝生広場から離れており、未舗装の駐車場であることから、公園利用に不便を来しておりますので、整備等の検討を行っていく必要があると考えております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひ、特にトイレについては、一般の方に使ってもらえるんだけれど、トイレに行きたいとなったら、ないわけですよ。またそこから、車に乗るか、歩くかしてどこかに行かなくてはならない。本当それこそ我慢できない方々はいっぱいおられるんだと思う。早急に対応していただきたいと思います。

　次に、市全体の公園整備についてお聞きします。防災といった視点からの公園の整備方針はどうなっていますか。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　飯塚市地域防災計画において、防災公園は市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能のほかに、災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有している公園になります。また、公園や広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、適正な配置に努めるものとされております。本市では、笠城ダム公園、健康の森公園、大将陣公園、市民公園、中央公園、勝盛公園、旌忠公園、五穀神公園、高宮公園の９公園が広域避難地となっております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　広域避難地となっているという９公園があります。広域避難地としてはどのような要件が必要なのか、そしてそれは充足されているのかどうか、その点いかがですか。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　広域避難地では、災害等からの一時的避難場所として、また、応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設予定地、平常時の防災訓練の場所や備蓄基地等としての利用が求められております。また、災害時の諸活動に対応できるオープンスペースと園内道路幅、延焼遮断帯のような防災植栽、非常用トイレ等が必要となってきますので、面積規模や機能等を考慮した場合、都市公園としては、現在の９公園が防災公園に該当してくるものと考えておりますが、非常用トイレや非常用電源、市街地での広いオープンスペースの確保等が今後の課題であると考えております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今お話がございましたが、先ほど挙げられた９つの公園、その中には、とても仮設住宅を建てるスペースがないであったりとか、物資の集積とかには向かない公園も多々あると思っています。ぜひ、そういったところに向いている公園から、きちんとまず整備をしていっていただきたいと思っています。ことしであの東日本大震災から１０年たちました。あの状況を考えると、もし、飯塚があのような状況になったらと考えると、先手先手で準備をすること、それが大切だと思っております。ぜひその点について、しっかりとした努力を求めたいと思います。

　次に、公園はある意味、片一方では都市の魅力なわけです。人々の憩いの場であり、遊ぶ場所なんです。そういったことを考えると、どのような方でも利用できるということが大切になってきます。先ほど遊具とトイレでユニバーサルデザインに配慮したとありましたが、その点についてはまだまだそれは不足しているんだと思っています。その点については、今後の整備方針はどのようになっておりますか。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　本市の公園につきましては、平成３１年４月１日時点で、都市公園が６２カ所、児童遊園が５０カ所、開発遊園が１２５カ所、その他の遊公園が６７カ所で、全ての公園数を合計しますと３０４カ所の公園がございます。今後は人口減少・少子高齢化に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健康長寿命化社会の実現を推進するため、地域のニーズを踏まえた新たな公園の利活用や、効率的・効果的な整備・再編を図ることが重要になってくるものと考えており、長期的な視点により、量から質への転換を図る予定としております。また、市民の憩いの場、災害時の避難地としての活用、都市景観、地域コミュニティの場等の多機能な公園利用ができるように整備、改築を行っていきたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　そのような公園をつくろうという動きが最近かなり出てきております。東京都では、砧公園という公園が新しく整備し直され、ユニバーサルデザイン、障がいのある子どもたちでも遊びやすいような、遊具等が設置されております。そしてまた東京都では、そういった方向へ大きくかじを切るというふうな報道があっています。これは、障がいのある子どもを持つ都議が提唱して動いた部分もあるんですが、ぜひそういった部分、飯塚においてもやっていただきたいと思っています。

　続いて、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたします。まず、飯塚市では約半数の保育所・保育園が、使用後の紙おむつについて保護者が持ち帰っています。これは、保護者にとって負担であるだけではなく、保育士にとっても負担であり、さらに不衛生です。以前より子育て支援として、そして保育所等での感染対策として、おむつの処理、使用後の紙おむつについては、持ち帰りではなく、保育所で処理するよう求めていましたが、どのようになりましたか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねのおむつの件でございますが、昨年の６月議会において、早急に検討いたしますとお答えをしておりましたが、公立保育所及び認定こども園における使用済み紙おむつの、施設で処理する際の経費等の算出を行い、令和３年４月より、保護者に持ち帰っていただいておりました使用済み紙おむつにつきましては、施設のほうで、保育所のほうで処分するように準備を進めております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　本当に毎日のことですので、保護者の方にとっても、保育士にとっても、非常にありがたい話ではないかなあと思っております。ぜひ４月からしっかり始めていただきたいと思っています。何なら３月からでも結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

　次に、事業活動への支援についてお聞きいたします。まず、今行っている県の協力金への上乗せ補助についてお聞きいたします。受付期間が２月１５日から３月３１日までということになっておりますが、実は県の協力金の支給が条件となっておりますが、この県の協力金の支給がおくれているという話を聞きます。この協力金の支給がおくれた場合、現実に、２月の分を見ていると、１週間と言っていたのが２週間以上かかっている。そのことを考えると、当然のことながら、第２期、第３期の支給についてもおくれることが考えられる。そうすると、この受付期間のままでは、上乗せ支給、市のせっかく準備した上乗せ支給を受けられない方々が出てくるかもしれない。この状況に関しては、受付期間の延長をしっかり考えていただけるのかどうか、お聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　福岡県の支給がおくれまして、４月以降となるようなことがあれば、市の受付期間の延長も考えていきたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　おくれればというお話ですが、まずおくれるんです。今のことから考えると、そうすると早目早目にきちんと、もうこのような状況なので延ばしますと言っていただいたほうが、飲食店の皆様は安心なんですよ。２月の状況を聞いて、２月のときにもらった方は、もうそこで申請ができるからいいんだけれど、第１期は申請ができずに、第２期、第３期で申請して、それで市の分を補助申請しようと考えていた方々は、気が気じゃないわけですよ。間に合うんだろうかと思っているわけです。ぜひそのようなことに関しては、前もって、早目早目にもう延ばしますと言っていただきたいと思っています。

　次に、プレミアム応援券についてお聞きいたします。また発行するようですが、前々から私はこのプレミアム応援券、プレミアム商品券については否定的であります。理由は３点。地元商店の消費喚起に寄与度が低いこと。そしてまた、どちらかというと、お金を持っている方々にとってメリットがある制度であるということ。そしてまた、不正利用があり得るということです。今年度についても、不正利用の話をお聞きしました。市としてそのような話をお聞きしているのかどうか、またあわせて、名寄せをするというお話を聞いておりましたが、現実に、今年度に関して、名寄せを、不正利用のチェックをされたのかどうか、お聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　プレミアム応援券の購入につきましては、台帳において確認をしておるところですが、重複購入者と思われる方がいることが散見されております。今回、コロナ禍ということもあり、また、販売枚数も２０万冊と多かったため、密閉・密集・密接の３密を避けるため、販売時に十分な本人確認をとるようなことはできておりませんでした。今後につきましては、コロナ対策とともに、重複購入の不可について周知徹底を図るとともに、本人確認方法や抽せん制等の対策について、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　本当に不正な利用がない形でやってください。そうしないと本当に不公平感なんですよ。また、このプレミアム応援券について、大型チェーン店、それと地域の地元の中小商店に関して、商品券・応援券について区分して販売してほしいという声がございます。その点についてはどのようにお考えですか。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　このプレミアム応援券事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による経済対策事業として実施をいたしております。市内事業者の支援に合わせ、消費行動を喚起することを目的といたしまして、さらに、大型チェーン店は市民の雇用を確保するという役割も担っていますことから、利用店舗を限定した応援券を発行することは考えておりません。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　分けて販売することは考えてないと言われますが、現実にそうやって分けて販売しているところがあるんです。そういった声も上がっていると聞いています。なぜそれをやらないんでしょう。大型チェーン店とか、ショッピングセンター、ドラッグストア、家電量販店とかいったところで、今年度のプレミアム応援券、全体のうちどの程度使われたんですか。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　令和２年度におけるプレミアム応援券の利用状況ですが、ショッピングセンター、ドラッグストア、家電量販店などでの利用率は約６７％となっているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　６７％、３分の２なんです。３分の２がそういったところで使われているわけです。本当にこれ、地元の消費喚起につながっているのかどうか、今回コロナなんだけれど、好調な業態はあります。コロナで外でお金を使わなくなった。じゃあその分どうしようかというときに、じゃあ家電を買いかえようとか、特に多いわけですよ。家電量販店でお金を使われるんだけれど、ところがそこで使われたお金は飯塚に落ちるかというと、飯塚に落ちる分は一部で、かなりの部分が市外に出て行ってしまうわけです。そういったことを考えると、本当に需要喚起というのであれば、しっかりと分けていただきたいと思っています。ＧｏＴｏＥａｔとかＧｏＴｏトラベル、そしてまたこのようなプレミアム応援券、やはりお金を持っている方々がお金を使うときに得をする制度なんですよ。どうしても生活が厳しい方々は買えないわけです。それをまとめ買いできないわけですよ。そういったことを考えると、この部分に関しては、その中でも、どのような形で需要喚起につなげるのか、そしてまた不正利用をなくすのか、そういったことをしっかり考えていただきたいと思っています。そして、このような経済政策を考えるときに、しっかりやっていただきたいのが、役所がまず計画を立てる。それはいいでしょう。だけれども、それが妥当かどうかをきちんと円卓会議ありますよね、あの円卓会議で検討していただきたいんです。このような状況ですので、メールで送ってでもいいですよ。ズーム会議でもいいですよ。そういった形でやった上で、実際の実業におられる方々から、しっかりと意見をもらって、これで大丈夫だなという形でやっていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○副議長（坂平末雄）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　円卓会議につきましては、昨年１０月に開催いたしまして、その際に市の支援策等についてご意見をいただき、本年１月から開始いたしました事業継続相談事業に反映させるなどいたしておるところでございます。また、緊急事態宣言の発出に伴い、その後の開催はできておりませんが、新年度に入りまして、開催することを計画いたしておりますので、その折にまた、プレミアム応援券を初めとする各種事業に関してご意見を賜り、今後の事業に反映させていきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今、今度やるつもりなんだという話がありましたけれど、新しい次の手を打つときには、表に出す前に、自分たちで案をつくった段階で諮って、これが妥当かどうかしっかり検討していただきたいと思っています。

　最後に、子どもの人権・児童虐待についてお聞きいたします。まず、児童虐待についてです。先日、非常に痛ましい事件が起きました。第１子というか、長男については死因がまだわかっていないということですが、下の２人のお子様に関しては、これは殺人であり、児童虐待の最たるものです。今回の事件について、検証するという報道があっていました。記者会見を行ったときに、検証するという発言があったという報道があっていました。そのとおりだなあと思うわけですが、その検証について、きちんと第三者機関としての検証委員会とすべきと考えますが、その点、市としてはどのようにお考えですか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　今回の事件によりまして、３人の幼い命が失われております。大変残念な気持ちでいっぱいでございます。関係しました職員も非常にショックを受けているところでございますが、このような悲しい出来事を二度と起こさないようにするためにも、何らかの検証が必要であるとは考えておりますが、現在、この事件につきましてはまだ捜査中でございますので、事件の詳細が明らかになっておりません。明らかになった後に、どのような方法で検証を行えばいいのかも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　捜査が終了して明らかになった後にと言いますが、捜査と並行して、市としても、どのような状況であったのか、何ができたのか、そして、どのようなことをなされていたのか、それが妥当であったのか、しっかりと第三者機関としてやるべきだと考えています。例えば、児童相談所でスーパーバイズをやった経験者であるとか、弁護士であるとか、そしてまた、発達状況の確認ができている虐待に強い医師であるとか、そういったメンバーのもとにしっかりとした検証を行う。そういったことがないと、どうしても身内での確認となると、検証となると、そこが外から見て、果たして妥当であるのかどうか、疑問に思われます。つい先日、一昨年の田川での死亡事例、エアガンの分がありましたね。あれに対して、田川での第三者機関による検証の結果報告が出ております。飯塚においても同様にしっかりやっていただきたいと思っています。

　次に、このような虐待による死亡、本当になくさなくてはならないわけです。子どもの死亡事例のうち、明らかに虐待ではないと判明している病死、事故死等を除いた件数は、過去何例あったのか。虐待の疑いが持たれている事例、その中でも、要保護児童対策協議会のケースであった事例というのが何例あるのかお聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねの要保護児童連絡協議会でかかわっておりますケースのうち、過去５年間、ちょっとさかのぼってみましても、虐待による死亡事例というものはございません。これは疑いを含むものも含めまして、死亡事例というものはございません。ただ、本市のこれ以外に要対協もしくは本市がかかわっていない子どもの死亡事例もございますが、これらにつきましては、警察等々他の関係機関からの死亡した子どもとのかかわり等についての問い合わせもございませんでしたが、本件を除きまして、その他の死亡事例等の情報についても把握はしておりません。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今、過去５年間についてはないというお話でしたが、もう少しさかのぼってに関してはありませんか。そういったのがあったということを私自身は聞いたことがございますが、いかがですか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　市のほうで把握をしておりますケースというのは、一番新しいところで平成２７年というのがございますが、これにつきましても病院内での死亡、病院で出産しまして、２７年に病院で死亡されたというケースがございますが、これにつきましても、虐待ということでの死亡であったというふうには警察のほうでも取り扱われておりません。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、この虐待を防ぐために、飯塚市の子どもをみんなで守る条例というものをつくらせていただきました。この条例ができて丸２年がたとうとしています。条例ができてから進んだもの、また、体制として強化されたもの、どういったものがあるのかお聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　平成３１年４月に飯塚市の子どもをみんなで守る条例、これらが施行されましてからでございますけれど、第５条にあります市の責務で明記しております啓発活動といたしましては、子育て支援課において教育委員会と連携をとりながら、虐待の通告、通告義務や条例に明記する市民の責務等を記載しました子どもの虐待に関するリーフレットを作成し、関係機関や学校、保育所等に配布するなど、広く周知を図り、学校や保育所の管理職に対しましては、子どもの虐待防止に向けた研修を実施しております。また、人材確保及び資質の向上につきましても、研修受講等を積極的に働きかけ、職員の資質の向上に努めておりまして、保育所等の優先入所では、緊急に保育所等での見守りが必要なケースにつきましては優先して受け入れができるよう、保育所等との迅速な調整を図っております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今お話しになったうちの研修については、どういった方々に、何度ぐらいやられておられるのかどうか。条例ができる前、条例ができた後でふえたのかどうか。また、受講者数の変化とかについてつかんでおられましたらご案内ください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねの研修でございますが、今回条例ができましたのが、施行されましたのが平成３０年４月でございますので、それ以降と前後とその前の年ということで比較をいたしますと、令和元年度になりますが、市民向けの研修会を１回開催いたしまして、２２０人の参加がされております。また、前年度にも研修は実施しておりますけれども、その際には１４３人の参加でございます。ただ、令和２年度につきましては、新型コロナの感染防止のため、市民向けの研修会が開催できておりませんで、保育所長、それから学校教育、学校関係者、教頭先生、教頭会のほうで、研修が行われておりまして、７１人の参加があっております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、人材の確保についてなんですが、第１０条第２項に、人材の確保について必要な措置を講じなければならないとございます。まず学校現場についてお聞いたします。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとはどういった役割をするのか。必要な資格、また、配置人数はどうなっているのかお聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　スクールカウンセラーとは、心理検査や心理療法等によりまして、児童生徒の抱える心の問題を改善解決していく心理の専門家でございます。また、スクールソーシャルワーカーとは、家庭、学校、それから地域環境の改善に向けまして、家庭、学校、地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家というふうに定義されております。資格につきましてはスクールカウンセラーに必要な資格は次のいずれかにあるものということで、まず、公認心理士、それから財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士、それから精神科医、最後の４つ目が、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、大学の学長、教授等の職にある者などというふうになっております。続きましてスクールソーシャルワーカーに必要な資格につきましては、社会福祉士及び精神保健福祉士等の資格を有する者のうち、過去に教育や福祉の分野におきまして活動実績がある方々ということになっております。配置人数につきましてでございますが、県費でスクールカウンセラーの雇いの方々が１２名、それから、市費のスクールカウンセラーにつきましては５名、それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、県費が２名、市費によるスクールソーシャルワーカーが２名というふうになっております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　以前より、ソーシャルワーカーについて、そして弁護士について、ぜひ雇っていただきたいというお話をさせていただいておりました。これ３月１１日の新聞各紙の報道等についてなんです。エアガン事件を受け、田川市が組織再編とあります。田川市は今回の事件の反省から、ソーシャルワーカー、社会福祉士を配置するというふうな形で動きます。飯塚市においてはこの点、どのようになっておられますか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本市のほうでは現在の児童福祉法第１０条の２に規定されました「子ども家庭総合支援拠点」、この組織を令和４年度設置に向けて現在関係課を含め、内部協議を行っております。現在検討中でございます。これは国が示しました市町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の職員配置のところで、職員形態等の類型で、最低配置人員等が定められておりまして、本市におきましても子ども家庭支援員を常時２名、虐待対応専門員を常時２名の合計で４名配置をする必要がございます。これらの職員につきましては、もう、子育て支援課内に設置しております家庭児童相談室の職員と兼務をすることが可能とはなっておりますが、その組織体制づくりや専門職の配置についても検討中でございます。拠点設置後は体制の強化が図れるものとは考えておりますが、先ほどからお尋ねの専門職の配置についても、現在の虐待の問題の複雑化からその必要性を感じておりますが、これにつきましてもこの組織検討の中での検討課題というふうに考えております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひこれを早期にやっていただきたいわけです。例えば、福岡市の児童相談所は弁護士に当たるときに、まず任期付採用職員で雇ったんです。そして、それから数年後にこの方を正規の職員にしています。そういった工夫もやりながら、しっかりとした人材を確保していただきたい。そうではないと、保育士、教師、看護師とか、今おられる方々では、やっぱり手に負えない部分があるわけですよ。ソーシャルワーク、いろいろある社会資源をどううまくつなげ合わせ、つないでいくのか。これはそれこそソーシャルワーカーの仕事であります。ぜひそういった方々、そしてまた法という武器を持って、しっかりと判断をする弁護士について登用を求めたいと思います。

　次に、保育所等への優先入所についてお聞きいたします。要対協のケースで優先入所を行ったのは何であるのか。また、逆に要対協ケースでありながら、保育園等に行っていないのは何であるのか。また、希望しながら落ちたのは何であるのか。希望がないけど、入所させたのは何であるのか。そういったことについて、数字がございましたらご案内ください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　要対協のケースでございまして、緊急入所させた事例というものは、ケースとしてはございません。例年、一、二件程度はございますが今年度、令和２年度につきましてはございません。ただ、その要対協のケースではなく、子どもの何といいますか、生命の保全といいますか、子どもの養育のため必要があると判断しまして、ケースではないものにつきまして、２人ほど緊急入所させた事例が本年度もございます。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、条例第５条、市の責務の第３項、そして第１８条に子どもへの周知というものがございます。「市は、子どもが児童虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。」これが第５条第３項です。そして第１８条では「市は、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。」とございます。第２項では「前項の児童虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。」要は、子ども自身がこれが虐待だとわからないと、相談もできないわけです。これが当たり前と思っている子どもたちがいるかもしれないんです。そうでないようにきちんとそれについて教えること、そして相談先をお伝えすること、これは大切であるというふうなことなんですが、まず、これについて、教育委員会へ何らかの働きかけを行ったのかどうか、お聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　この条例ができましての活動につきましては、先ほどお答えさせていただきましたが、ただいまのご質問に該当することとしましては、リーフレットを作成し、保護者等に配付を行っておりますが、これはあくまでも保護者向けでございまして、お子様向けといいますか、子どもたち向けというものではございません。ですので、現在のところは実施ができていないということになります。また、学校との連携につきましては、先ほど研修等のところでご報告をさせていただきましたが、教頭会等におきまして、そういった研修を実施していただくことで、連携、強化を図るという目的を行っております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　教育委員会にお聞きいたしますが、このような子どもに対する働きかけについては行っておりますか。

○副議長（坂平末雄）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　子ども向けのリーフレットであるとか、そういった類いのものにつきましては、作成はいたしておりません。また、虐待防止に特化した教育活動というものにつきましても、実施には至っておりませんが、先ほど福祉部長のほうからありましたように、昨年度に保護者向けの虐待防止リーフレットを配付しております。この中には相談先として児相、家児相、そのほか教育事務所の教育相談室や子どもホットライン２４、本市教育委員会の中にも、相談を受け付けていることをご案内いたしております。また、児童生徒に対しましては、特別の教科、道徳や学級活動では取り組みをしておるところでございます。今後は関係機関とも連携いたしまして、虐待防止教育の事業計画や、子どもに対するリーフレット等も作成をいたしまして、児童生徒に対する啓発、情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひしっかりお願いいたします。次に情報共有についてお聞きいたします。このような虐待の事例が出てくるたびに言われるのが、情報共有はどうであったのかということであります。以前より飯塚市においても情報共有が課題と言われてきており、そして田中部長、そして森田部長のときにも、情報共有のためのシステム導入をという話がありましたが、費用面でできなかったということがあったと記憶しております。その後、キントーンというシステムを紹介いたしました。このキントーンはどういったものかご案内ください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねのキントーンでございますが、これは児童虐待に係る情報連携システムアプリでございまして、データを一元管理し、リアルタイムで情報を関係機関が確認することができるアプリとなっております。アプリの事例としては、虐待通報を受け付け、対象児童リスト、経過記録、定期的な情報提供の受領などがございまして、導入の効果としては、情報共有の手間が削減できると考えられます。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　このキントーンを使った虐待防止については、それこそ船戸結愛ちゃんとか、そういった事例も見ながら、これをどうにかして、とめなくちゃならないと。そのときに情報共有をどうやっているのかというと、ファクスでやっているという報道があったわけですよ。いや、それはないだろうと、この時代にファクスはないよねと。その次、じゃあ、どうしようかといったら、厚労省はメールでやりましょうという話だったんです。いやいや、それはないだろうと言って、このキントーンという商品をつくっているサイボウズというところなんですが、そこの青野さんという社長が、いや、そういうことであったら、このうちのキントーンを使ってくれと。ただで提供するよ。というふうな形で言われて、スタートしたプロジェクトでございます。このキントーンの虐待防止のシステムに関しては、既に導入されている南丹市に、私が昨年視察に行きました。そのときにも、担当課から質問をお預かりして、それについても担当課にこういったことだったよとお伝えしました。そして、昨年には、また、飯塚病院のほうで、それこそサイボウズの方が来られて、担当課の方も来られた上で、どういったものなのかお聞きしているかと思います。現在のこの情報共有のシステムに関しての検討状況どうなっているのかご案内ください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　令和２年１０月に直接、担当係長や担当者がシステムの説明会に参加をさせていただいております。また、他のシステムも紹介がございますことから、サイボウズのこのキントーンに限らず、より効果・効率化が図れるものの導入を検討しているところではございます。その手順としましては、情報化推進会議や電算運営委員会等で精査する必要もございますが、現在のところはまだ、導入決定ということではございません。

○福祉部長（實藤和也）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　こういったシステムがきちんと整備されていたら、もしかしたら、今回の３児の死亡という非常に痛ましい事件は起きなかったかもしれません。キントーンのシステム上では、学校側が欠席というフラグを立てたりすることがございます。そしてそういったものを合わせて、こういった判断をしようという、非常に速報性にすぐれたシステムなんです。例えば、下の子２人が行っているこども園、そして上の子が行っておられた小学校がともにそのシステムに入っていて、両方ともが欠席となってくると、これ３人とも欠席だね。どういうことなんだろう。すぐに確認しようということができたかもしれないんです。ぜひ、キントーンじゃなくても結構です。たまたまこのキントーンについては５年間無償という話が出ています。ぜひ、どれでもいいので、早期のシステム導入を求めます。

　次に、さきの臨時会でも述べましたが、支援対象事業等見守り強化事業という補助率１０分の１０の補助事業がございます。これはどういった事業なのかご案内ください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねの支援対象児童等見守り強化事業でございますが、子どもの見守り強化アクションプランの取り組みを一層推進するため、民間団体等が要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とした事業でございます。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この事業は、以前から申し述べている子ども宅食につながる事業なんです。今まで市は、子ども宅食については、行政としては直接は行わないと。ただし、民間が行うんでしたら応援すると言ってまいりました。これについては間違いございませんか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　お尋ねの件につきましては、令和元年１２月１３日の本会議におきまして、対象世帯の情報提供等を含め、どのような協力ができるかをしっかり検討し、積極的に対応を図ってまいりたいというふうに答弁しております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この子ども宅食という事業はどういった事業かというと、さまざまな困り事を抱えている子育て中の各家庭に、定期的に食品や生活用品を届ける事業であり、家庭とつながるところと関係性を築くこと、そして変化を見つけることを目標とされています。この子ども宅食については、子ども食堂とかと違って、困難がより見えづらく、アプローチしづらい要支援孤立家庭を対象とするのが適していると言われています。そもそも貧困家庭の支援については、条例の第１４条、子育て家庭に対する支援の中で「市は、子育て家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。」第２項で「前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して、特に配慮しなくてはならない。」とあり、本来ならば、市が行う事業であると考えられます。また、平成３０年１０月に福祉文教委員会で文京区に視察に行った際に、非常に印象的だった話というのは、この子ども宅食によってお菓子がもらえたので、友達を家に呼べたという事例があったんです。まさにこれは文化的な生活を支える大きな基盤であると思っています。１００歩譲って、市が行政として行わないというのであればいいでしょう。民間がするのを応援するというならば、この補助事業こそ、まさに民間が行う事業であり、それを国が支えようとして１０分の１０の補助をつけています。市の財政としても非常にありがたい補助事業であり、今こそ導入すべきと考えますが、いかがですか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　この事業でございますけれども、要保護児童対策地域協議会、飯塚市では要対協と呼んでおりますが、支援対象児童等として登録されている子どもたちの居宅を訪問するなどし、先ほど申しましたような状況の把握や、食事の提供、学習・生活指導等を通して見守りをしていくという機能でございます。そういった機能につきましては、当然、非常に飯塚市としてもありがたいし、また、活動といいますか、強化をしていく必要があるというふうには考えておりますが、現実的に、現在そういった事業をお願いできる事業所がないというふうな現状であったことで、今のところまだ、実施に至っていないという側面もございます。最近、昨年になりましてフードバンクのＮＰＯ等も立ち上がっております。民間の中では、そういった動きも現在胎動しているという状況がございます。ただ、それぞれの団体さんはやはりそれぞれの団体の考え方もございまして、規模や実施方法などがさまざまでございます。高いスキルを持つ団体であるか、そういった事業実施が可能な団体であるかというふうなところも、当然、確認を要するものというふうには考えております。また、市がこの事業を仮に実施するとしました場合には、支援の基準の明確化やサービスの公平性も必要となってまいります。これらの基準の整備や実施基盤が確立されている団体の選定ということも必要でございます。現時点では、そういったところがまだ整備ができていない、その受け皿となる団体さんが市内にはないというところから、早急な事業実施は難しいものというふうには考えております。しかしながら、地域における民間団体等とのネットワークにより、子どもを見守る仕組みはもう重要なものでございますので、事業の実施の可能性がある団体がございましたら、ぜひとも、ご協力、協議をさせていただきながら、子どもたちの安全と子どもの貧困対策に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　鶏が先か卵が先かではないんですが、団体があるからやり始めるのか、それともこれが必要だから、どうにかしてやりたいから、ぜひ公募をした上で、ぜひ手を挙げてみませんか、ご自分たちでつくり上げてみませんかという投げかけをするのか。大きく違うと思っています。この事業は、市の責務にもかかわりますし、第１４条の子育て家庭に対する支援にもかかわります。そして第１５条の団体に対する支援としても妥当だと思っています。市長としてこの事業に対してどのようにお考えになるのか、お聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　質問者、そして福祉部長と同様に今回の３名の子どもたちの命を亡くした件については、私も、そして周りの大人たちも当然のことながら重く受けとめているところでございます。今、質問者がるるお話がありましたが、もうしばらく、これが日常虐待の延長で死に至らしめたのか、それとも別の要因があったのか、私も気になりまして関係機関等とも連携をとっておりますが、まだ定かでありません。父親の供述を待ってということですから、方向性が定まり次第、より的確な検証体制を整えたいとまず思っております。ただ、一つだけ言えるのは、ＳＯＳを出せる行政や関係機関、そして地域であることが必要だということは、間違いないというように分析をしています。そのような意味からも、今、質問者がご提案の子ども見守り強化事業につきましては、食事の提供や学習・生活指導支援等のみならず、子どもや保護者の子育てに対する、そのような相談しやすさ、行政窓口とは違う、そのような体制づくりにもつながることだと思いますので、地域とＮＰＯと私どもと、できるかどうか、つくりたい方向をもって、今後検討を進めていきたいと思っています。

○副議長（坂平末雄）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この事業は地域と行政が連携協働する、まさにみんなで守る条例の精神に合致するものであります。ぜひ、一刻も早くやっていただきたい。というのは、来年度の当初予算でも、国の予算でもついているのですが、やっぱり枠があります。その枠を考えると、できるだけ早期に手を挙げること。これがなかったらどうするのか。単費で出しますか。厳しいですよね。ぜひ１０分の１０の補助があるうちに、しっかりとよいスタートを切っていただきたい、そのことを強くお願いして、私の質問を終わります。

○副議長（坂平末雄）

　暫時休憩いたします。

午後　０時０４分　休憩

午後　１時０９分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。「議案第４号」及び「議案第６号」から「議案第３１号」までの２６件、以上２７件を一括議題といたします。

ただいまから、議案に対する質疑をお受けいたしますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき、自己の意見を述べることなく、また、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないとする規則を遵守していただきますようにお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第４号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。「議案第４号　２０２０年度下水道会計補正予算」についてお尋ねします。補正予算書の６ページ、継続費に関する調書についてです。浦田第一雨水幹線整備に伴うものですが、まず、目的についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　土木建設課長。

○土木建設課長（中村　章）

　事業の目的ですが、飯塚市防災（浸水）対策実施計画に基づき、平成２２年度より鯰田地区の浸水被害を軽減するために事業を実施しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　具体的なそれによる効果、どういう判断をしているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　土木建設課長。

○土木建設課長（中村　章）

　現在、令和元年度よりＪＲの施工により、軌道下の推進工事、開削工を令和５年度に完了の予定にしておりまして、これを行いますと軽減ができるものとなっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　降水確率との関係でいうと、どのくらいの雨を抑えることになるんですか。

○議長（上野伸五）

　土木建設課長。

○土木建設課長（中村　章）

　１０年確率の事業でやっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

そうすると例えば、２年前の西日本豪雨のときに、かなり浸かっていたんだけど、あれは相当な降雨だったんですけど、ここと、ここと、こういったところのポイントで改善が見込めるというようなことが言えますか。

○議長（上野伸五）

　土木建設課長。

○土木建設課長（中村　章）

　今までこの地区は２年に１度ぐらいの降雨でも浸水しておりましたけれども、この事業が完成しますと、１０年確率でしておりますので、効果が出てくると考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ガード下は、どのくらい抑制ができますか。

○議長（上野伸五）

　土木建設課長。

○土木建設課長（中村　章）

　下流側のほうに工事が進んでおりますので、その分が早目に排水できると考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　既に工事用道路の調査設計、それから工事ということになってきておるんですけど、２０２１年度は、予算執行はどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　当初予算でも上げておりますが、今回の事業につきましては、令和２年度補正予算で国の補正に基づく前倒し事業となっておりますので、令和２年度補正予算で事業を実施していくことになります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ということは、どういうことですか。２０２１年度の仕事はないということなんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　令和２年度補正予算で事業を繰り越しして、令和３年度に事業を実施していくということになります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　続いて借地料の増加がありますよね。工事用道路設置に伴う借地料２０１万３千円が、６４１万円ふえて８４２万３千円になるということなんですけど、どういう事情かお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　土木建設課長。

○土木建設課長（中村　章）

　予算を前倒しになりましたことにより、令和２年度、令和３年度分が計上になっております。

○議長（上野伸五）

　「議案第４号」については質疑を終結いたします。

「議案第６号」から「議案第１５号」までの１０件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第１６号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第１６号　２０２１年度水道会計当初予算案」について、１５ページに継続費に関する調書があります。この中で穂波のことですけれども、太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設等事業というのがあります。どういう内容か、概要をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　平成２９年度に発生した異常カビ臭により、当時、高濃度の臭気物質が検出されました。この対策として、本浄水場に臭気除去を対象とした粒状活性炭設備の新設を行います。概要としましては、太郎丸浄水場の処理施設には、河川水であります表流水系と地下水系があり、カビ臭の発生が懸念される表流水系の処理施設に粒状活性炭設備を新設するものです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それだけですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　はい、それだけです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　変な質問をしたつもりはなくて、改良事業と新設事業とあるでしょう。今の答弁の中で、この２つとも言われたんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　改良事業と新設事業とあわせまして、活性炭設備新設等事業ということで、一緒に説明させていただきました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ちょっと、もう少し聞きたいんですけど、改良事業はどういう内容ですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　太郎丸浄水場の薬品注入設備の改良工事になります。今、既存の薬品注入設備がありますので、それを活性炭設備新設と連動させるように改良を行うものです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは１６ページ、債務負担行為に関する調書についてお尋ねします。飯塚市浄水場運転管理及び料金収納等業務委託料２３億５５７０万１千円となっています。そこで、どういった内容を委託していくのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　主な項目としましては、運転管理、収納等委託、料金システムになります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　浄水場運転管理は何カ所ですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　浄水場は１０カ所になります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　浄水場は１０カ所というのはどういう意味ですか。私の質問は運転管理の委託をしている浄水場のことを聞いたんですよ。飯塚市に既に浄水場は幾つあって、そのうち幾つを委託しているということでいうと、１０カ所というのはどういうことになるのかなと思うんですけど。

○議長（上野伸五）

　企業局次長。

○企業局次長（本井淳志）

　飯塚市に現在、浄水場が１０カ所ございます。その全ての浄水場を運転管理委託の中で委託を発注しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　管理運転の委託はこの１０カ所だけですか。

○議長（上野伸五）

　企業局次長。

○企業局次長（本井淳志）

　運転管理の委託の中では、浄水場１０カ所と配水池と、それからポンプ場、中継ポンプ場が委託の対象となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　小出しに答弁するのはやめてもらいたいんですよ。私が聞かなかったら、浄水場１０カ所しか委託しないということになりますよ。ちょっともう一回最初から、この委託の内容について、きちんと答弁してくれませんか。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　１時２３分　休憩

午後　１時２５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。

　資料の確認に時間がかかるようですので、ほかの質疑を進めていっていただいていいですか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２０１７、１８、１９、２０、２１の５カ年で、先ほど言った２３億５５００万円余という委託料なんです。そこで、委託先はどこかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　委託先は、ケイ・イー・エス第一環境共同企業体となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ほかの自治体で指名停止になったことのある会社も含む企業体ですけど、この間の業務委託についての経過を、簡潔に教えていただけますか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　民間のすぐれた技術力などを導入することによって、効果的な業務委託ができております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　データベースの従業員の人数を正規雇用、非正規雇用別にお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　旧委託先のデータベースということだと思いますが、旧委託先から継続雇用した人数は、運転管理業務では３４名、料金収納業務では２９名全員を継続雇用しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その運転にかかわる３４人と料金収納にかかわる２９人、正規雇用と非正規雇用、この委託料の積算にもかかわっておりますので、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　運転管理業務では、正規職員が３４名全員となっております。料金収納業務では、正職員が６名、パートが６名、検針員が２１名となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　データベースから、ケイ・イー・エスへの移行が先ほど言われた人数ということなんですけど、これ以外はないんですか。ケイ・イー・エスの人数。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　ケイ・イー・エスの運転管理業務の職員数は現在４９名ですので、１５名がケイ・イー・エスの職員、データベース以外の旧委託先の職員となります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　料金の収納についてはどうですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在３３名ですので、４名が旧委託先以外の職員となります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　データベースのときの従業員の総数と、ケイ・イー・エスになった今の従業員の総数、これを比較するとどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　旧委託のときの職員数を現在把握しておりませんので、現時点でちょっとわかりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　把握していないということですか、資料がないということですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　申しわけございません。資料が手元にございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　後で資料が来たときに答弁してもらっていいですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　後ほど調べて答弁させていただきます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　後ほどというのは、この議案質疑中にということでよろしいですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　確認して後ほど答弁させていただきます。

○議長（上野伸五）

　川上議員、次の質疑があるなら先に進んでもらっていいですか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　では、議案質疑中に答弁してもらえるようにお願いします。

そこで、現在、一括の民間委託で８２人という人たちが従事されているんですけど、これは合併前には飯塚市が先行して動き始めたことではありますけど、こういうふうにはなってなかったわけです。だから、飯塚市の職員がやっていた仕事を、今８２人の皆さんが１市４町に広がった施設を維持するために頑張っているということなんですけど、そのために、２３億５５００万円余がいるということなんですけど、一方で水道関係の職員の人数がどうなったのかということになるんですけど、１市４町合併した本市発足当時と現在の関係職員の人数の比較、それぞれのときの人数、それから比較してどうかというのがわかるようにしてもらいたいんですけど、答弁できますか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　合併当時は５１人となっております。平成３０年度決算では３１人、令和２年度予算では３４人となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この５１人、３１人、３４人というのは何の仕事の方なんですか。

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員に申し上げます。少し議題から外れてきているように思いますので、議案のほうの質疑に戻っていただいてよろしいでしょうか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今質問しているのは、業務委託料の債務負担行為の２３億５５００万円余について、妥当かどうかについて調査しているわけです。わかりますか。先ほど言った数字。

○議長（上野伸五）

　申しわけありませんが、議題に沿って質疑をお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　議題じゃないのかな。２３億５５００万円余の委託料の妥当性について―――。

○議長（上野伸五）

　債務負担行為に関するものですから、令和３年度の当初予算に関するものですから、そこに絞って質疑をお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２０１７年、１８、１９、２０、２１年について、それぞれ委託料はどうなっているんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　平成３０年度では契約額でいきますと３億８１２４万円、平成３１年度は３億８４７７万円、令和２年度が３億８８３０万円、令和３年度以降は令和２年度と同額となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　７ページに上高雄ポンプ場計装設備改良工事というのがありますけど、どういう内容か、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　上高雄ポンプ場の流量計等の改修になります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ここは委託を受けているケイ・イー・エスが、管理運転に責任を負う対象施設になっていますか。

○議長（上野伸五）

　企業局次長。

○企業局次長（本井淳志）

　はい、ケイ・イー・エスの運転管理の対象施設になります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ここのポンプ場について、ケイ・イー・エスは具体的にはどういうように、管理運転に責任を負っているんですか。具体的にはどういうことをするんですか。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　上高雄ポンプ場の運転管理の内容としましては、無人施設でございますので、中央の浄水場から遠方監視を使いまして、無人ではありますけれども、状態監視を常にしております。ただし、無人施設につきましては、現地のほうに点検者が赴きまして、異常のありなしの確認をしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その業務が２３億５５００万円余の対象業務ということなんでしょうけど、１週間に１度必ず行くとか、定期的に行くようになっているわけですか。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　運転管理を行います施設に関しましては、その内容から、どれぐらいの頻度で行くかを決められたものにして、それに従ってやっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そういう答弁は、飯塚市議会では通用しない。国会ではわからないけど。もうちょっと責任ある答弁してくださいよ。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　ポンプ場につきましては１週間に１度、点検に行っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこで異常があった場合は、委託業務としては、異常を見つけたときは、どういうことになるんですか。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　常時運転しております施設の異常につきましては、すぐに中央のほうで把握できますので、即対応するようにしております。現地に赴きまして、異常があるときは局のほうに連絡をいただきまして、対応するようにしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　本当にそうなっていますか。１週間に１遍行くというのは何に書いてあるんですか。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　委託業者のほうに出されました周期的な点検の周期につきまして、企業局のほうでも確認して、それに準じて行っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何に書いてあるんですか、それは。１週間に１遍というのは。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　点検を含めました計画書に基づきまして実施しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　業務に関して異常が生じました、それは委託業者が仕事をしている範囲のことです。責任を負っている飯塚市企業局には、その委託業者からはどのように連絡があるようになるんですか。この業務との関係で言えば。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　緊急を要するものにつきましては、即連絡をいただいて対応しております。あと、日常的な部分につきましては、点検が終わりましたら報告書をいただくようにしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１週間に１度行ったら、その都度、このケイ・イー・エスは企業局に報告書を出しているということですか。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　報告を受けております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　昨年、上高雄ポンプ場がかなり白旗山メガソーラーの造成工事で損傷を受けましたね。そのときはどうしましたか、処理は。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　それにつきましては即連絡を受けております。そしてすぐに対応しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　すぐに対応とはどういうことですか。このフェンスが直るまで何カ月もかかったんじゃないんですか。これは飯塚市が修理したんですか。

○議長（上野伸五）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（佐竹広行）

　施設内の運転、その他に異常がないことを確認しておりまして、そこら辺の事実関係を確認しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　民間委託で管理運転を任せて、それに従事している方は８２人と、一生懸命されているわけだけど、本体の市職員のほうは２０名から削減されているということについて、本当に公益性が求められる重大なライフライン、水道事業において、このまま一括民間委託をやり、そして働いている人たちは、基本的にほぼ同一の人たちが働き続けているわけ、低賃金で。そして会社だけが変わっていくという、利益を市外に持ち出されていくという仕組みについて、本当に公益性の高い水道事業でこういうことをやってよいかどうかについて、検討する必要があると思います。経済建設委員会でもそういう視点でしっかり審査してもらいたいというふうに思います。この議案について終わります。

○議長（上野伸五）

　川上議員、先ほど答弁保留にしております２件の分につきましては、資料の準備がまだ整ってないということですので、審査要望にこちらのほうもしていただきますようにお願いしたいんですがよろしいでしょうか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで構いませんけど、私にはすぐください。

○議長（上野伸五）

　「議案第１６号」については、質疑を終結いたします。

「議案第１７号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第１８号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第１８号」は、２０２１年度下水道会計当初予算案についてであります。予算書の５８ページから５９ページにかけて、一時借入金、第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第８条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第９条、他会計からの補助金、第１０条があります。それぞれについて、どういうことかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　一時借入金の限度額につきまして、まず第７条の一時借入金についてですが、一時借入金の限度額につきましては、下水道事業会計内の現金不足時に備えて、市中金融機関からの借り入れを想定し、設定を行っております。第８条の予定支出の各項の経費の金額の流用についてですが、地方公営企業法施行令において、「予定支出の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に流用することができない。ただし、予定支出の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用することができる。」とありますので、消費税及び地方消費税の場合に設定を行っているものです。第９条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてですが、公営企業といえども地方公共団体の一部であり、他との均衡から長において調整を要する費目があり、特に予算に定めてその執行について特別な規制をしたのが流用禁止項目で、本市としては該当するものとして職員給与費を設定しております。第１０条の他会計からの補助金についてですが、本条予算に計上する補助金につきましては、繰出基準に基づく一般会計からの補助金の総額を計上しております。例えば、一般会計において負担すべきものとされている企業債の償還利息等が挙げられます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　わかりました。７８ページ、ポンプ場費委託料及び７９ページ、処理場費委託料については、経済建設委員会において、委託先に関する過去５年分の資料の提出を求めて、慎重に審査をしていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　「議案第１８号」につきましては、質疑を終結いたします。

　「議案第１９号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第１９号」は２０２１年度病院事業会計当初予算案です。先ほどもお尋ねしましたけど、８９ページから９０ページにかけて、収益的収入及び支出、第２条、一時借入金、第４条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第５条、他会計からの補助金、第６条があるわけですけど、これについても説明をお願いします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　第２条の収益的収入及び支出についてですが、病院運営のために交付される病床分、救急病院及び不採算地区中核病院に係る交付税措置分並びに病院事業債元利償還に係る交付税措置分、県補助金及び病院施設の維持管理料を指定管理者に交付するものです。第４条、一時借入金についてですが、資金不足が生じた場合に備え、市中金融機関等から借り入れを想定し限度額を定めているものです。それから、第５条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてですが、流動性のある企業予算の執行の中においても、全てに流用的な執行を許すことは適当でない項目があります。このような予算の執行に当たって考慮されなければならないもののうち、特に予算に定めて流用を制限しているものが本条となり、職員給与費を計上しております。第６条、他会計からの補助金についてですが、市立病院の建てかえ、改修工事等において、病院事業債を起債し償還を行っておりますが、その元利償還額のうち、交付税措置分を一般会計から補助金という形で受け入れているものです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　予算書の１０５ページに、管理運営協議会委員報酬が計上されています。この報酬は何人分ですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　協議会委員の中で、医師会等からおいでいただく方の延べ１２名分を計上しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１２人ですね。飯塚市病院事業条例で定める人数は何人ですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　２０名となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２０人ですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　２０名以内となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２０人以内ということで１２人なんでしょうけど、市立病院管理運営協議会規則では何人になっているんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　協議会規則では２０名以内となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　協議会規則はインターネットでも公表されているものなので、私も見ることができます。協議会規則で２０人以内となっているんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　飯塚市立病院管理運営協議会規則の第３条で「委員２０名以内とし」と定めております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現在どういうメンバーで構成されていますか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在、飯塚医師会から４名、飯塚歯科医師会から１名、飯塚薬剤師会から１名、飯塚地区消防本部から１名、指定管理者から２名、市職員から３名となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市立病院管理運営協議会規則の組織、第３条、先ほどあなたが２０名以内というふうに書いていますよというふうに言っていただいたところですよ。１から１４まで書いてあるでしょう。「次に掲げる者をもって組織する。」と。今答弁があったようには書いてないんですよ。具体的に委員が個人で特定されているわけですね。そしてここに、こういう人たちに報酬を出しましょうという議案をあなた方は計上しているわけね。もう一度聞きます。委員２０名以内はわかるけれども、具体的にどういったメンバーで構成されているのか、規則に基づいて答弁してください。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　企業管理者、企業局長、市民協働部長、飯塚市立病院管理者、飯塚市立病院長、飯塚市立病院事務部を代表する者、飯塚医師会長、飯塚医師会副会長、飯塚医師会専務理事、飯塚医師会地域医療担当理事、飯塚歯科医師会長、飯塚薬剤師会長、飯塚地区消防本部警防課主幹、その他市長が特に必要と認める者となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１４番のその他市長が特に必要と認める者という方は、今おられるんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在はおりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　すると、１番から１３番まで書いてありますので１３人ということになりますね。先ほど１２人という答弁がありましたけど、どういう事情でしょうか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　先ほどの委員報酬については延べ１２名、報酬対象者が医師会関係者、歯科医師会関係者の６名で計上いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　よくわかりませんね。規則では１４番目は任命してないから、１３人ということになるんでしょう。それが現実には１２人ということですね。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　失礼しました。飯塚市立病院管理者と飯塚市立病院長は現在同一人物ですので、１２名となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この４番と５番が同一人物なのでということで、まさか彼が２人分の報酬をもらうわけではないから１２人ということなんでしょうけど、この管理規則はいつつくったんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　平成２０年３月３１日に当初つくっておりまして、令和２年度に改正をいたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その段階で、病院管理者と病院長は同一人物ではなかったのですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　同一人物です。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、規則では１３人、具体的に、６番の代表する者というのがありますけど、それ以外は全員個人特定なんですよね。規則をつくるときから欠員が１人生じるということを前提にこの規則をつくったことになりますね。そういうことですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　欠員ではなく、２０名以内としておりますので、欠員とはならないと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

欠員という言い方はちょっとどういうふうに表現していいかわかりませんけど、予定から１人減るというふうに言ってもいいかもしれませんけど、それで、前年、２０１９年度までは９人でしたよね。地域医療振興協会の理事長も、最高責任者が来るようにもなっていたんだけど、それ外していますよね。全体としては１９人から、先ほど１２か１３というのがありますけど、一応規則上は１３人以上となっているんですよね。それで、このふやした理由はどういう事情があるのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　市立病院の地域における医療連携体制の充実強化を図るために行っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今までの９人ではだめだったということなんですか。地域医療振興協会の理事長は失格ですか。管理運営協議会委員としては。

○議長（上野伸五）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　９名から１２名にした際には、この規則の改正に当たっては、従前、市長部局のほうで病院事業のほうを担任しておりましたが、企業局のほうに移りました経緯もありまして、私、企業管理者のほうがこの協議会のトップになって、この協議会を運営していこうという趣旨が一つございました。吉原理事長のほうが不足とかそういうことではなくて、理事長ないし市長のほうには、別途、経営について、いろいろこの協議会とは別のところで判断をしていただきたいというところでございます。運営協議会につきましては、主に市立病院の運営に関して、より充実させるという意味で、委員も構成も変えているというところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　管理運営協議会の所掌事務、この１２人の人たちが協議する内容は、１番が施設の整備に関すること。２番が管理運営に関すること。３番が市民等からの意見及び提案等に関することとなっているでしょう。地域医療振興協会の理事長は協議会から外して、別のところで市長と話し合うような場面をつくったわけですね。そういうことですか、答弁から言うと。

○議長（上野伸五）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　そういう場をつくったという意味ではありません。すみません。必要があればそういった懇談ができるという意味で、この協議会の委員からは外れていただいたということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

外す必要はないわけですよね。病院管理者と病院長とを兼ねて、椅子が足りないというのはないわけですよね。２０人以内というわけですから。なぜ外すのかなというふうに思うんだけど。そういう人を外した一方で、何人かふやしたと。去年からそれで動いているんだけど、去年は何回したんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　運営協議会は２回行っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　出席状況はどうですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　１回目は２名欠席で、２回目が１名欠席となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２回とも欠席した方がおられますね。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　薬剤師会の方が欠席となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いろいろ事情があって欠席することも当然あると思いますけど、代理という仕組みはないんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　当日急遽欠席となったため、代理の出席ができなかったものです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　７月２９日も２月１２日も急遽ということなんですね。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　そのとおりです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　報酬は渡すんですか、どうなるんですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　出席された方のみ報酬を支払います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　病院管理運営協議会、先ほど紹介しましたけど、３つの所掌事務があります。７月２９日は３つの事務をやってないように思うんだけど、２つしかやってないようだけど、こういう場合はどうなるんですか。１番を議題としてないように思われるんですけど、含んでいるんですか。案件としては２つしか挙がってない。７月２９日の案件の１番の中に、所掌事務の１番と２番が入っているんですか。それとも２番だけ入ったんですか。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。議案に対する質疑の内容が、令和３年度当初予算の議案ですので、議題外にわたっておりますので、会議規則第５１条第２項の規定により、注意いたします。ほかに質疑があればお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　委員に報酬を出すわけですから、委員の活動状況について、今後期待したい旨を、また、改善するべき点を指摘もしたいということで質問していますけど。２月１２日は会議録によると、６時半から７時半まで会議をやったことになっていますけど、それは間違いないですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　会議自体はもう少し短かったかもしれませんが、その後、意見交換会という話し合いの場がありましたので、７時半までとなっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この管理運営協議会の運営は少しおかしいのではないですか。私は傍聴に６時半から行っておりますけど、７時１０分には退出してくださいと言われて退出しました。それは終了だからですよ。終わりました。傍聴者の方は退出してくださいと委員が見守る中、退席しましたよ。事務局の方から見送りをしてもらいましたけど。その後２０分間、第２会議をしたということになりますね。それは秘密会議の議決をしてやったんですか。

○議長（上野伸五）

　川上議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますけれども、議案に対する質疑の内容が議題外にわたっておりますので、会議規則第５１条第２項の規定により、いま一度注意させていただきます。ほかに質疑があればお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　報酬をもらわない人が運営協議会に出席しますね。この間、しましたね。２月１２日。今後もそういうことがあるわけですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　報酬をもらわない職員というのは、市職員も報酬をもらわないに該当するんですけれども。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ちょっと表現が曖昧だったかもしれませんけど、要するに市立病院の看護部長が、委員でもないのに出席していますよね。報酬をもらったかどうかよくわかりません。もらわないと思いますけど。これはどういう事情で受け入れられるわけですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現場の状況や病院スタッフの声を反映させるため、参画してもらおうと考えたところです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど紹介があった協議会規則の第３条１４号「その他市長が特に必要と認める者」というのは、委員に任命するということになる。それから、６条には「意見の聴取等」というのがあって、第６条「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」となっています。今後もこういうやり方は工夫していくお考えですか。

○議長（上野伸五）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　今後は―――

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　２時１３分　休憩

午後　２時１３分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開します。企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　引き続き行ってまいります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　第６条は「意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」となっているんだけど、２月１２日の第２回会議のときには、わざわざ第６条の規定によって来ていただいた看護部長に、会長は意見を求めましたか。

　（　発言する者あり　）

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　予算にどういうふうに関連するのか、もう一度質問議員にお尋ねいただきたい。それと、ここで十分審議していただくのも結構ですけれど、もし必要であるならば、委員会に審査要望していただければ、項目だけ、何と何を審査してほしいという要望をしていただければ、委員会の中で、委員会の委員長の取り計らいの中で審議ができると思うんですけれど。その辺、議長と質問議員と、ちょっと調整をしていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　２時１５分　休憩

午後　２時２４分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　お尋ねの委員以外の者を今後も呼ぶことがあるかということでございます。第６条を今後も運用していくかということだと思いますので、その辺に関しましては必要があるときには、この第６条をうまく運用しまして、協議会の実効を高めていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど、議事進行がかかって議題外にわたる質問をしているのではないかという心配が、声がありましたので、先にちょっと答えておきますと、予算書の１０５ページというのがあるんですけど、ここに管理運営協議会委員報酬７万１千円が計上されております。私が今質問しているのは、この協議会の人数の問題であったり、構成の問題であったりしているわけですから、議案そのものだと考えております。それから、経済建設委員会でも質問するところを残してくれというような趣旨のこともあったと思うんですけど、それは、審査要望、あとしばらくしたらしますので。それで、質問は、意見を求めなかったわけが本当は知りたいわけです。これは経済建設委員会でも明らかにしてもらいたい。第６条で招致しておいて、意見も聞かない、資料の提出も求めないというようなことなんです。そこで、現在の規則によっても１３人が委員となるべき状況があるんだけど、女性の割合はゼロですよね。これについて、どういうふうに、報酬を計上するときに考えたのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　昨年７月にこの規則を改正した際に、いろいろ選出していただきたい団体のほうにもご相談しながら、この改正をしたわけでございますが、選出していただく団体の委員構成とか、そういったものにもいろいろ関係してくるとは思うんですが、その時点で男女共同参画の視点が、少し私のほうにも配慮が足りなかったというふうに反省をしております。先ほど申しましたように、選出団体の問題等もあると思いますが、市としても目標設定をしておりますので、そのあたり、目標達成だけではなくて、病院運営協議会の実効も高めていく必要がございますので、そのあたりを少し、スタッフ一同で知恵を絞って、委員構成等は考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　第３条で、この方と役職名が固定されているものもあって、これはやむを得ないかなと思うものもありますけど、例えば飯塚市役所から出る方は、半分以上が女性とか、考える必要があるし、それから各医師会とか、薬剤師会とかありますけど、これについては、第６項と同じように、代表する者と、者ではなくて、代表する人というふうに言ったほうがどうかと思いますけど、代表する人というふうにすれば、女性は５割、参加がしやすくなると思われます。同時に、これは経済建設委員会でも審査してもらいたいんですけど、定数が２０人以内というのなら、地域医療を守って発展させていく、特に新型コロナの時代ですからね。病院潰しの名前にも挙げられている状況ですから、地域の代表、職員の代表、病院、それから弁護士など、地域医療を守り育てる上で、役割を期待できる人々にお願いして入ってもらうと。２０人より超えてもいいんですけど、一応条例は２０人以内となっていますけど、それでもできるじゃないかと。そのときに女性に多く参加してもらうようにすれば、内容も充実するし、ジェンダー平等も達成できると。そこは時間をかけてやるようなことじゃないですよ。直ちにやったらいいことだと思います。経済建設委員会でよく審査していただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（上野伸五）

　「議案第１９号」についての質疑を終結いたします。

「議案第２０号」については質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第２１号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第２１号」、学校跡地・跡施設の売却先プロポーザル事業者選定委員会の設置についてお尋ねします。選定委員会の構成、その他概要をどう考えているのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　学校施設は広大で、活用方法によりましては、まちの持つ機能やまちのイメージを大きく変える可能性があること、地域における知の拠点として象徴的施設であったことを十分に認識するとともに、地域の活性化につながる活用方法は、地域の住民の方が最も関心を持っていることの一つと考えております。そのようなことを踏まえまして、公募型プロポーザル方式を導入し、それぞれの地域特性を生かした事業内容に対する具体的提案を受けた中から、地域において最もふさわしい活用方法を示した事業者を選定するため、附属機関を設置するものです。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　メンバーはどう考えているのですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　附属機関の委員構成といたしましては、売却する学校跡地が存在する地域の方や、都市計画、まちづくりなどに精通した学識経験者、市職員などで構成したいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何人ですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　現在のところ、７人を予定しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地域の代表は何人ですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　２名を予定しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　学識経験者の方は何人ですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　学識経験者も２名を予定しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市の３名というのは、どういう役職の方が入るんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　現在のところまだ決定しておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　決まってないわけないでしょう。ちゃんと答弁してください。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　申しわけございません。まだ決定しておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　会長は誰がなるんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　申しわけございません。まだ規程等を決めておりませんので、まだ決定しておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　まさか、市の幹部が会長はしないでしょうね。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　委員の互選によっては決定するということで考えておりますので、そのような形で考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市の職員が７人中３人というのは、バランス感覚からいえば、大丈夫ですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　現在のところは、想定でそのように考えておりますので、特に問題はないかと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　想定は、誰が想定しているのですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　事務局のほうとして考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事務局は、何の事務局ですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　市有地のほうを売却する財産活用課として考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　選定委員会の事務局に財産活用課がなるということを今おっしゃったんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　はい、そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事務局主導の設置になるということになりますかね。それで、バランス感覚のことを今言いました。それは会長は市の幹部がなるかもしれないということのようです。この中で、７人、女性は４人か、３人か、どういうふうに考えてありますか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　現状では何人ということはまだ決定しておりませんけれども、できるだけ多くの、２人程度を考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　７分の２は女性を考えているということですか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　附属機関の委員につきましては、男女共同参画の視点に基づき、飯塚市におきましても附属機関の目標設定もございますので、なるべくその目標に近づけるような形で構成を考えていきたいというふうに思っておりますが、まだ何も決定はしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　驚きましたね。東京オリンピック組織委員会の反省とか、あの方々が反省すればそれでいいということではないでしょう。世界中に発信してしまっているわけですよ。それで今の段階で、附属機関を設置するのに、女性の比重をふやすという視点がこんなに弱いということでよいのかという問題提起があろうと思います。

それから、売却対象はどうなっていますか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　来年度に売却を予定しております対象施設は４カ所で、その対象施設と面積は、潤野小学校が約１万平方メートル、鎮西中学校が約１万９千平方メートル、穂波東中学校が約２万５千平方メートル、楽市小学校が約２万５千平方メートルを予定しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは、公告はいつの予定ですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　売却準備が整ったものから順次公募する予定にしておりますので、来年度中には公募をかけたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　売却準備にはどういった作業が必要ですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　地元住民の理解を得た後に、各施設ともに測量などを行うものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは地元の同意がなければ売却はしませんということを、今おっしゃったんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　同意ではなく、あくまで理解を求めるということでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　理解を求めるために、どういう努力をされるんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画におきましては、学校跡地につきましては、地域のまちづくりに支障が生じないような利活用を行う民間事業者等に譲渡することを原則としておりますが、地域特性や実情を踏まえた中で、地域の活性化が促進できるような利活用策についての検討を、地域住民の意見を聞きながら行うということで考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いや、だから、地元の理解を得るためにどういうことをするのかということをお尋ねしたんです。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　学校施設の売却に当たりましては、公募型プロポーザル方式により相手方を決定することとしておりますので、その公募型プロポーザルの内容により、地域の方の意見等を参考に決定していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど話があったことと順序が逆になってないですか。公告はいつかと言ったら、準備ができ次第という話でした。公告のための準備というのには何があるんですかと聞いたら、地元の同意の問題とかがありますと。それで同意かと聞いたら理解を得るというわけでしょう。そうしたら、公告後に出てくるプロポーザル事業者の提案を住民の人たちに説明するとか言い始めたね。これは時を超えているじゃないですか。スケジュールをもう１回、整理して言ってくれませんか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　スケジュール等につきましては、測量、登記関係、不動産鑑定評価等を行いまして、売却物件の公告を行います。その後、入札。入札後に仮契約を行いまして、契約議案を提出する予定にしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、こういうやり方だと、住民はここにこういうものをつくりますよという提案がぼんと出てから、事態の重大さがわかるようなことにしかならないんじゃないですか。そして、しかも、今年中に売ってしまうという話をしているわけですから、例えば楽市小学校だとか、どうするんですか。もう１年以内と言ったら、同意を得るだとか、理解を得るだとかいうことが本当にできるんですか。こういうことになってくると、この選定委員会は公開でなければ住民は安心ができないと思うけど、これは公開でやるんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　まだその部分については決定しておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それはいつ決まるんですか。公開するかどうかは。これはこの選定委員会の設置を認めるかどうか、重要なポイントだと思っていますけど。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　基本的にこのような業者選定の場合は、行政としては非公開を原則として、これまでも取り扱っておりますので、基本的には選考に当たっては非公開としていく考え方でおります。また、先ほどスケジュールを申し上げましたが、スケジュールにつきましては、各施設の売却の準備、測量などを行いました後に、公募の事業所を募集するための仕様書などを作成いたします。その際には地元の住民の方々のご意見などを踏まえながら仕様書などをつくっていき、そして、公募をかけていくという順番で考えておりますので、公募をする前には、地域の方々のご意見をいただく場面をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　情報公開条例で、市の附属機関、市が関連する審議会等の会議について公開と書いてないですか。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　２時４５分　休憩

午後　２時４９分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　はい、申しわけございません。飯塚市情報公開条例第１６条には原則公開という形になっておりますが、ただし書きにより、委員会の会議は非公開という形になっております。非公開の理由につきましては、第８条第３号のところに「行政経営に関する情報であって、次に掲げるもの」として、「市又は国等が行う行政上の監査、検査、取締り、許認可、試験、入札、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの」という形の非公開ということで考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市長、原則公開なんですよ。それで、条例が規定するものに限り、非公開とすることができるということになるんだけど、その場合は議会で非公開とするという議決が必要になりますよね。だから、この選定委員会が、最初から最後まで全部公開が前提であるけれども、これについては部分的に非公開とすることができるということになっていると思うんですよ。部分がどのくらいの大きさかはわかりません。しかし、そうであっても、傍聴を最初からとにかく認めないとか、そういうようなことはあり得ないわけ。傍聴できるんです。どうしても困るというときは、議決によって非公開にするということになるわけでしょう。しかも、これは著しく損なうことが明らかであるものというふうに、ものすごく情報公開を大事にした言い方になっているんですよ。「国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうことが」と書いてある。著しくってどれくらいですか。だから明らかであるというのは何をもって明らかというのか。こういったところを考慮せずに、今まで非公開でやってきたんだから非公開だよという言い方というのは、法と秩序で仕事しているわけですから、勘と経験で仕事してないでしょう。だから不適当だと思うけど、これはそういう立場で、公開を前提でやる必要があると思うけど、もう１回答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　先ほど財産活用課長が答弁いたしましたが、情報公開条例の第１６条には、ご指摘のとおり公開が原則となっておりますが、先ほど説明いたしましたとおり、第８条第３号のイで非公開にすることができるというふうに規定をされています。特に今回は落札業者などを選考する内容でもございますし、いろいろな介入がないこと、公正に審査を行うためには、非公開が適切であるというふうに考えておりますが、そこの会議の運営につきましては、委員構成が決まり、委員のメンバーが確定しました後に、その委員の中で再度確認をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　条例の読み方について、ここでいつまでもやっていくわけにいきませんけど、第１６条と第８条を対立するものとして捉えてはならないということになっているわけでしょう。第１６条は原則なんですよ。情報公開のための条例なんだから。「ただし」ということで、ただし書で第８条があるわけでしょう。そのやり方については先ほど私が述べたとおりになるはずです。それで、学校跡地・跡施設ということになると、炭鉱のボタ山の跡地のやりとりとはまた少し違うわけです。百何十年という歴史の中で、地域のコミュニティの拠点、防災の拠点、文化の創造の拠点でもあったわけですよね。ですから、文部科学省がこのことに着目して、いろいろ助言しているでしょう。内容を伺います。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　申しわけございません。ちょっと把握しておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。発言は簡明にお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　文部科学省がワンクリックで、ホームページで書いてあるようなことを、財産活用課長、事務局になると言っているところが把握してないというふうに言っているわけですね。全国で平成１４年度以降の廃校については、まだ７０％以上、そのまま現状有姿で活用しているんですよね。とにかく売ればいいというわけじゃない。片峯市長にお尋ねしますけど、かつて、去年かそこらですけど、膨大なお金のかかった小中一貫校づくり、落札率１００％というのが続出しました。そのお金の財源の手当てに学校跡地の売払い収益が当初から組み込んでありますという答弁をしましたね。それは事実ですか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　確かにかつての答弁の中では、そのような文言があったと記憶いたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そのことは事実ですか。今から売却する売却益は小中一貫校の財源で、財源手当てに回すというのは。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　今後発生します学校跡地の売却益は一般財源でございますので、考え方としてはそのようなこともあったかと思いますけれども、実際には学校跡地の建設費に充当するというふうなことはできないかと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、私に答弁された内容だったんだけど、その中身は誰との話だったんですか。誰と話をしてそういうことを決めて帰ってきたんですか。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げますが、議案に対する質疑の内容が議題外にわたっておりますので、会議規則第５１条第２項の規定により、３回目の注意をさせていただきます。ほかに質疑があったらお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、答弁できませんか。できないならできないと言ってください。

○議長（上野伸五）

　議題外にわたっておりますので、ほかの質疑をお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　穂波東中学校、この売却対象は面積を聞きましたけど、建物があるわけでしょう。これはどういうことになりますか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　穂波東中学校につきましては、校舎等は解体しておりますので、その後の現状有姿の売却を検討しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　一連のものを売却しようとすると鑑定しますよね。鑑定はどこに頼むようになっているんですか。

○議長（上野伸五）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　鑑定業者のほうに指名競争入札で鑑定を依頼しようと思っております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最近ずっと同じところが落札していますよね。どこが落札しているんですか、ずっと。

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員、議題外に質疑がわたっておりますので、他の質疑をお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　議題外ということはないと思いますので、これは総務委員会で資料のほうを出してもらって、よく審査してもらいたいと思います。とにかく売ったお金が何に充てられていくのか、片峯市長のこの間の答弁との関係で、どこに真実があるかを明らかにしてもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　「議案第２１号」についての質疑を終結いたします。

「議案第２２号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第２２号」は飯塚市の副市長を２人以内にすることができる条例をつくりますということなんですね。事実上２人にしますよということで、最終日に議案も出るということ、人事議案が出るということなんですけど、提案に至る経過の詳細をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　人事課長。

○人事課長（松本日出登）

　本提案の経緯につきましては、令和元年１２月に市議会の一般質問におきまして、副市長複数人制の質問を受けております。それを受けまして、令和元年１２月２４日に副市長の複数制につきまして調査照会を行ったところでございます。また、令和２年４月２８日に調査結果に基づいて、市長まで報告をさせていただいております。今回、令和３年２月１８日に本議案の上程について決裁を行い、３月４日に本条例を議会に提出させていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、私は男女共同参画推進ネットワークの個人会員の１人でもあるわけです。それで、ネットワークが片峯市長に公開質問状を出して、片峯市長から回答が出ていますね。女性の副市長を考えませんかと。どういう回答をされましたか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　まず、回答そのものは、女性副市長の登用を考えていますかという公開質問状に対して、いいえ。補足として、適任だと考える対象者がいないと答えました。また、先日の関係者との会議の中で、社会活動団体だということで、よりよい社会を実現してくださる団体の集合体、そして皆さんだと思うのに、選挙に関してこのような公開質問状を出されるということについて、私は非常に納得がいきませんというようにお答えしました。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長が納得するかどうかはよくわかりませんけど、それは問題じゃない。当時、現職の市長だった方が、次も出ますよと言っているのに対して、市民がこれについてどうお考えですかという質問をすることがおかしいですか。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　私は、今回は無投票ということでしたが、前回は３人。そして同じような質問状が来て、対比表をわざわざ公開される。市議会議員の皆さんの選挙のときも同様。何かまるで政治団体かのように、そういう観点から一方的になさるということがいかがなものかというように思っているところでございます。そうでなくても、十分に、熱心に活動なさっていますし、その意図するところは、私も時代の流れも考えて、全く同意するものでありますから、こういうやり方はしなくてもいいのにねというようにして今お話ししたところです。

○議長（上野伸五）

　川上議員にも市長にも申し上げますけど、副市長の定数を定める条例ですので、男性ですとか女性ですとかいうのは、もしこの条例が通れば、人事議案がまた別に上がってくるかもしれませんので、そのときに今のようなやりとりはお願いしたいと思います。あくまでもこの議案第２２号についての質疑をお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私の調査の視点は、運用にあたっては飯塚市民のためになる内容かもしれないけど、人事を誤ればそうではない方向にさらに突き進んでいく危険性もあるなということで、その際において、せめてジェンダー平等の視点で考えるということになるかどうかというのは、賛否を考える上で重要な視点なんですよ。そういった点で言えば、ジェンダー平等の視点で、この条例を提出したんだということなのかどうか、非常に関心事なんです。だから、男性であるか女性であるかではなくて、２人にするかしないかということでという、議長の指摘もあります。だけど、賛否を考える上ではそこなんですよ。特に片峯市長が先ほど言われたような、不愉快とかは言わなかったけど、何かそれに近いような表現されたでしょう。民主主義の根幹にかかわる問題をおっしゃっているわけですよ。最高責任者に対して、市民が公開質問状を出したらだめだと言わんばかりのことを今言われたので、これはいかがなものかとの指摘をせざるを得ない。あとは、総務委員会で、ジェンダー平等の視点からぜひ審査してもらいたいと要望しておきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　「議案第２２号」についての質疑を終結いたします。

「議案第２３号」及び「議案第２４号」、以上２件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第２５号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第２５号」は企業版ふるさと応援基金条例で、私は撤回要求をしたいと思います。まず、お尋ねしたいのは、提案に至る経過の詳細をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　本条例の提案に至った経緯につきましては、本市では、企業版ふるさと納税の制度を活用するため、昨年、令和２年３月に、国に対し地域再生計画の申請を行い、認定を受けましたので、令和２年度から６年度までの５年間、第２次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に資する事業に対し、企業からの寄附を活用できるようになりました。しかしながら現状では、企業から寄附を受けたその年度に実施する事業にしか活用することができません。事業によりましては、複数年度にわたって実施する事業もございますし、特定の事業を指定した上で、多額の寄附をいただくことも想定されますため、いただきました寄附を有効的に活用できるように、今回の条例を提案し、基金への積み立てと取り崩すことができるよう仕組みを整えることで、単年度で終了する事業だけではなく、複数年にわたって実施される事業に対しても寄附を活用できるようにするものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　答弁にありました地域再生計画、相当莫大な財政出動を伴う事業のようですけど、どういった内容のことを考えているんですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　本市の場合につきましては、第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的に資する事業、それにつきまして地域再生計画のほうに記載しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業の内容と財政出動規模の総額をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　事業の内容につきましては、まちづくりに資する事業や子育て支援事業、健康に資する事業、そういった事業を掲載しておりまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載している事業費で言いますと、令和２年度で４５事業、１０億９７７９万３千円を予算として計上しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　申しわけありません。４５事業は聞こえたけど、事業費がちょっと聞き取りにくかったので、もう一度言ってもらっていいですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　令和２年度の事業費の予算で１０億９７７９万３千円でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　約１０億円ですけど、財源は今何を考えてあるんですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　こちらにつきましては、令和２年度の当初予算に計上している予算でございますので、当然一般財源や補助対象事業とかがあれば、当然それを財源として活用するものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それを今聞いているんですよ。いろいろあるんでしょうから、総括があるでしょう。総括を言ってください、財源の。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

こちらにつきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載している事業の予算額の積み上げでございまして、そうした内訳の資料については作成しておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私だったらそういう仕事はしません。１０億円という数字が出ているのに、財源が国県支出金が幾らで、補助金が幾らで、その他が幾らで、一般財源が幾らという考え方をしますよね。そして、その一般財源の中に、この基金のお金を投入できるというわけでしょう。そしたら当然、財源内訳は考えているはずなんですよ。私だったら。飯塚市ではそういうことを考えなくて、予算を計上したり、条例をつくったりしていいんですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　予算のそうした財源の内訳につきましては、全体の予算についてはそうした国、県また一般財源でそういう財源の内訳というものは作成しておりますけれども、こちらのまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、そういった内訳については作成しておりません。申しわけございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　つくっているやつを言ってください。つくっているやつの内容を答弁してください。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午後　３時１３分　休憩

午後　３時１３分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　申しわけございません。個別の事業ごとの内訳というものはございますが、今ここに、ちょっと手元に資料がございませんので、また、積み上げたものを後ほど確認しまして、答弁させていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いつ答弁するんですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　申しわけございません。積み上げというか、計算をするのに時間を要しますので、本日中というのは難しいと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員にお願いいたします。かなり時間がかかるそうなので、できればこの件は審査要望していただければと思います。よろしくお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　おかしいと思われると思うんですよ。自分たちが基金をつくって、お金を入れて、そこから回そうとする事業に、幾らお金がかかるかわからないという答弁をしているんですよ。それで、大体その基金をつくって、お金が集まるのかということがあるんだけど、企業版ふるさと納税の実績はどのくらいあるんですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　平成３０年度につきましては、５者からの寄附をいただいておりまして、金額として３６５万円。令和元年度が１者から１００万円。今年度が１者から１千万円というふうになっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これで足りるんですか。１０億円の一般財源を出す分、足りないでしょう。それで、もっとくださいということを言っていくんでしょう、企業に。そしたら、大事なのは、法にもあるんだけど、寄附企業への経済的見返りを禁止ですよということになっているんだけど、この歯どめはどういうふうになっていますか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　今、質問議員がご指摘のとおり、企業版ふるさと納税の制度に関しましては、内閣府令において寄附を行う企業に対して、当該寄附を行うことも代償として経済的な利益の供与を行うことを禁じております。そもそも、そのような規定にかかわらず、寄附を受けた企業との間において、適切で適正な関係性を保つことは当然のことであるというふうに認識しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう国が地方公共団体の議会に任せるしかほかはないというような趣旨の答弁をしたことがあるぐらいなんですよ。それで質問をしているんです。それで、さっき経過をいろいろ聞きました。お金は今のところ３６０万円とか１００万円とか１千万円ぐらいしか集まってないわけですね。どうしたらお金が集まるんですか。地元を初めとして、あなた方が期待している企業とはもう相談しているんですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　こちらの制度に関しましては、志のある企業のほうが、地方自治体が実施する地方創生事業に少しでも支援したいという思いでされて、こちらの自治体からの寄附の要請というのは特段あれなんですけれども、リーフレット、まち・ひと・しごとの事業で本市ではこういった事業を行っていますということでのリーフレットの作成等を行って、ホームページのほうに掲載をしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ネットで企業版ふるさと納税と検索をかけて一番最初に出てきたのは広告でした。最大９割節税になりますということでしたね。それで、心配したのは癒着の問題なんですよ。それで、この間いろいろ飯塚市がよく折衝した相手は誰かなと思ったら、関の山鉱山株式会社、あるいは中村産業グループ。こことこのふるさと納税のことで、企業版ふるさと納税のことで話をしたことはないですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　そのようなことはございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなたは関の山鉱山株式会社ないし中村産業グループと折衝に立ったことがあるんですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　ございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最初からあるわけないじゃないですか。だから折衝した折にと聞いているでしょう。この両者と折衝した折に、話題が出てないかと、飯塚市に寄附しましょうというような話題が出たことがないかということを聞いているわけですよ。この寄附は合法ですよ。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　繰り返しになりますけれども、そのようなことはございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そういうときは、私は知りませんというのが答弁でしょう。だって、会ってないんだから。あなたの答弁によればですよ。じゃあ、麻生セメントとはどうですか。麻生セメントとこの企業版ふるさと納税の問題について、実は飯塚市はこういう基金をつくります、地域再生事業で１０億円以上、金がかかるんですと、グループとしてご協力いただけないかというのは、話し合いはしたことがないですか。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。まず、個別の企業の名前を出すときには、事業の影響も十分に考えて発言をされてください。もう１点は、今、この条例ができるに当たって、贈収賄ですとか、癒着という話が出ましたけれども、個別の企業を出すのではなくて、ある特定の企業というふうに一つにまとめて言っていただいたほうが、答弁も速やかにいくのではないかと思いますし、趣旨に沿うのではないかと思いますので、そのような質疑にかえていただいてよろしいですか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今、この間に飯塚市が密接なやりとりをした相手として、３者の名前を出したんですけど、一般的に深い話をしたことはないですか。

○議長（上野伸五）

　総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

　繰り返しになりますけれども、ございません。

○議長（上野伸五）

　「議案第２５号」について、質疑を終結いたします。

「議案第２６号」及び「議案第２７号」、以上２件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第２８号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第２８号」は介護保険料を引き上げようという議案なんですね。これも撤回要求したいわけです。まず、提案に至る経過、どういう事情なのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　提案に至るまでの経過でございます。昨年、令和２年４月から６月にかけまして、まず高齢者の実態調査を実施いたしました。調査の実施後、計画の審議につきましては、本市の諮問機関である高齢社会対策推進協議会、令和３年、本年１月末までに協議会を５回開催、それから専門委員会を５回開催いたしまして、事業計画の内容等について協議、審議をいたして、１月２７日の協議会におきまして、事業計画答申案の承認をいただいたところでございます。その後、２月５日に協議会から市長へ答申を受けまして、本計画を策定して、その本計画に基づく介護保険料について、介護保険条例の一部改正を上程したものでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　全国的にそういう方向をたどっているのもあるんだけど、中には引き下げますというところもあるわけですよ。それで、１号被保険者の介護保険料の推移というか、当初基準額、幾らだったか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　介護保険料の当初の基準額ということでございます。当初と申しますと、この制度が始まりました平成１２年度からになりますので、その年度の介護保険料を申し上げます。保険料基準額が月額で、旧飯塚市が３３９６円。それから旧４町は広域連合でございましたので、その部分の保険料で申し上げますと、２９０８円が月額基準料でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現在は幾らですか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　現在は６６００円でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２倍以上になっているところもあるし、２倍近くになっているとこもあるんだけど、今度の引き上げ額は、引き上げて幾らになるんですか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　７１７０円でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは何％の引き上げになりますか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　６６００円から７１７０円の引き上げにつきましては９．５％の増となっております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　軽減制度がありますよね。この引き上げを勘案するものが、カウンター的に何か考えてあるかということなんですけど、軽減制度はどのように推移してきていますか。当初と現在と引き上げ後、３つの時期に分けて、教えていただけますか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　第７期計画期間中、現在でございますけれども、令和元年度から２年度にかけまして、消費税増税による、介護保険料の軽減を実施し、軽減の対象となる低所得者層であります第１段階、第２段階及び第３段階の各段階の保険料が対象となりまして、介護保険料の基準額を１．０としたところで第１段階が０．３、第２段階が０．５、第３段階が０．７と、それぞれ保険料の負担割合を軽減いたしております。今回の負担軽減についての手段でございますが、現在、所得段階を１７段階に細分しておりますところを、令和３年度からは２０段階で細分化するということで、高所得者層の所得段階を弾力化し、中低所得者層の保険料上昇を抑制することといたしております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　９．５％も引き上げるのに、具体的な軽減制度そのものは変わらないということになりますか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　失礼しました。先ほど、介護保険料の引き上げ後につきまして９．５％と答弁いたしましたが、８．６％の誤りでございました。訂正いたします。申しわけございません。それから、介護保険料の軽減の手だてにつきましては、現在と次期につきましては、変更はございません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は引き上げ額については、年額で予算資料を見て８．６３％だなと思っていたんですよ。９．５％と言われるから違う計算があるのかなあと。ここに軽減制度の問題が要因としてあって、９．５％になったのかなと思ったんだけど、この９．５とは何ですか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　申しわけございません。書類の読み誤りでございました。訂正いたします。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　影響というのはもうみんなにあるんですけど、６５歳以上の被保険者の人数、何人でしょうか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　約４万人でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１号被保険者４万人で、介護認定を受けている方は何人でしょうでしょうか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　おおむね９千人でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そのうち、介護サービスを受けている方はどのぐらいになりますか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　認定者のうちサービス利用者数につきましては、施設居住系サービスの利用者数が約２千人。それから居宅サービスの対象者が約６８００人程度でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、未利用者は何人ぐらいになるんですか、認定を受けているけど、利用していない、利用できない。今の２千人と６８００人は延べが入るのかな。重なっているところがあるでしょう。だから、９千人に対して、サービスを利用していない、できていない方は何人かわかりますか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　申しわけございません。数字の把握はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この方たちは保険料を長い間、場合によって２１年間払い続けて、そして、介護認定を受けたと。そこで、要介護１とか２とかサービスを受ける権利があるわけですね。ところが、サービスを受けない、受けられない人が最大１２００人おるということになりますでしょう。全国的には、この未利用の方たちがふえていって、今４人に１人以上、２５％以上が未利用状態にあるわけでしょう。飯塚市の場合は、最大１２００人と考えれば、どういうふうに評価するかありますけど、この最大１２００人に対して、介護保険料を返すというわけにはいかないんでしょう。そうしたら、何らかの手当てをしないといけない問題が生じておると思うけど、ところで、介護保険料の納入の方法はどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　年金からの天引きであります特別徴収と、納付書によって納めていただく普通徴収の２種類がございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは何によって、分かれるわけですか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　年金による天引き、特別徴収がまず原則となっております。いろいろ条件ございますけど、年金が年額１８万円以下の方につきましては、納付書による普通徴収ということで納めていただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　月額にすると１万５千円以下という、あるいは無年金という方になるんですか。ちょっと答弁してください。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　月額に換算いたしますと、１万５千円以下になるところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　さまざまな状況があろうかと思いますけど、年金が月額１万５千円以下の場合は、みずから納付書で払ってくださいと、現金でということになるわけですね。その方々がどの段階におられるか、それはまちまちなんでしょうけど、あなた方はわかるわけですよね、所得状況が。年金は少ないけど、非常に高所得であるとかいう人も可能性としてはあるかもしれない。しかし、一般に考えて、年金が月額１万５千円以下で暮らす状態の方たちの暮らしの状態というのは、想像ができますよね。滞納が今度の値上げによって、大きくならないかという心配があるわけですよ。現在の滞納がどうで、どのぐらいで、この値上げによって滞納がどういうふうになるとお考えかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　介護保険料の滞納状況についてお答えいたします。過去３年の実績で申し上げますと、平成２９年度末が、滞納者が７０１人、滞納繰越額が約７０３７万５千円。次に、平成３０年度が、滞納繰越者が６３５人、滞納繰越額が６１７６万２千円。令和元年度末が、滞納繰越者が６１２人、滞納繰越額が約５１０３万４千円となっております。また、今年度末につきましては、滞納繰越者数が５４６人。滞納繰越額が４３７７万１千円の見込みとなっているところでございます。今後の見込みにつきましては、ちょっと算定いたしかねるところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この滞納は差し押さえ対象になりますか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　差し押さえの対象になります。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　実績は。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　申しわけございません。今手元に資料を持ち合わせておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　一方で、国は滞納がある程度までくると、そういう高齢の方にペナルティーを科すと言っておりますね。どういうペナルティーを科すんですか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　介護保険料の滞納者に対する給付制限の実施状況でございますが、過去３年の実績で申し上げますと、平成２９年度が１１件、平成３０年度が１４件、令和元年度が１６件となっておりまして、令和２年度が令和３年２月末現在で１１件となっておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　差し押え額の一番大きい額と一番少ない額を、ちょっと教えてください。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　申しわけございません。今、手元に資料を持ち合わせておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その中に市役所職員や市議会議員と同じくらいの収入のある方はいますか。

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員に申し上げます。少し議題から外れてきているように思いますので、条例の議案第２８号に関する質疑に戻っていただけますか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　答弁はできないかな。

○議長（上野伸五）

　申しわけありませんが、議題外と思いますので。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　高過ぎる介護保険料を要求しておいて、そして、サービスを受けられない最大１２００人の方たちというのは、基本的には、自己負担が、利用料が払えないからではないんですか。そういう方々が全員とは言わないけれども、血も涙もないような差し押さえをして、そして、国の言いなりになって、償還払い１０割を払わなければ、認定を受けていても介護を受けられない状態に追い込んで、しかも新型コロナの時代ですよ、このときに。答申があったかもしれないけど、これほどの、もうこれ以上耐えがたいという暮らしの人たちに、これだけの負担を、今、片峯市長２期目に、４月になったらのせていくのかという、この血も涙のないようなことをやるんですか。

○議長（上野伸五）

　川上直喜議員に申し上げます。会議規則第５１条第３項の規定によって、「質疑に当たっては自己の意見を述べることができないこと」とされておりますので、ご自身の意見は討論で述べていただきますようにお願いいたします。

○８番（川上直喜）

　わかりました。それで、こうした状況を考えれば、あげるべきではないと、一般財源で工夫していくというふうに。片峯市長、考えてこの議案撤回してもらいたいと思うけど、答弁できますか。

○議長（上野伸五）

　高齢介護課長。

○高齢介護課長（今泉正虎）

　第８期の介護保険料につきましては、介護給付費の見込みがふえることから、第７期に比べ引き上げとなり、負担感が増すことになろうかと認識いたしております。本市においては、介護給付費が県内他市に比べてかなり高い水準でありまして、どうしてもそれに伴い、被保険者の方々にご負担いただきます保険料も高くなっていくという状況でございます。ただ、介護保険会計に対する公費の投入、市費の投入につきましては、介護保険法第１２４条の規定により、財源負担割合が決められている関係上、介護保険料の算定につきましては、市の負担割合が１２．５％と定められておりまして、その分について、一般会計から特別会計繰り入れを行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その答弁に対しては、あなた方がカウンター的な政策として、何で新しい軽減措置を考えていないということを指摘すれば、あなた方の冷たさだとか、無責任さというのは、浮き彫りになると思います。それで、この議案は福祉文教委員会にいくんですけど、一つは介護事業になっている一部を市の福祉措置として対応することによって、軽減できないのかという視点での審査、それから、今申し上げましたが、軽減の問題をなぜ考えなかったかという問題を調査し、福祉文教委員会で否決してもらいたいと思います。終わります。

○議長（上野伸五）

　「議案第２８号」についての質疑を終結いたします。

会議時間を午後５時まで延長いたします。あわせて質疑者に申し上げます。当初もお願い、また、注意を何度もさせていただいておりますが、ぜひ、規則に準じて簡明な質疑を行って、議事進行にご協力をいただきますようお願いいたします。

「議案第２９号」については質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第３０号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第３０号」は新卸売市場の使用料条例についてであります。１点は使用料設定の考え方についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　農林振興課長。

○農林振興課長（村上　光）

　使用料につきましては、市場関係者と協議を行い決定するものではありません。設定の考え方としましては、農林水産省の基準をもとに策定しました。飯塚市中央卸売市場施設整備機関構想に示している算定基準をもとに設定しております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　当初プランから、発展していったのもある、肥大化していたのもあるけど、変わっていたこともあるけど、事業費はこれほど増大しておいて、そのツケは関係者に回していくという考え方と聞こえました。それで、関係者との協議の経過の詳細をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　農林振興課長。

○農林振興課長（村上　光）

　市場使用料につきましては、市場関係者と数度の説明、提示を行い、それぞれ施設使用料の提示を行っております。令和２年１月１０日に、新筑豊青果協同組合、令和２年１月１０日に飯塚市総合卸売センター関連組合、令和２年７月１５日に株式会社飯塚花市場、令和２年７月２８日、ファーマインド新筑豊青果株式会社、それぞれ施設使用料について説明を行い、了承をいただいております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　合意書か何かつくったんですか。

○議長（上野伸五）

　農林振興課長。

○農林振興課長（村上　光）

　合意書等の書面は交わしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは経済建設委員会ですね。その合意が本当に、どういう経過でつくられたというふうに市役所が言っているのか。本当なのか。慎重に審査していただきたいと思います。質問終わります。

○議長（上野伸五）

　「議案第３０号」についての質疑を終結いたします。

「議案第３１号」については質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

本案２７件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後　３時４７分　休憩

午後　３時４９分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。「議案第５０号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１５号）」及び「議案第５１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第１４号））」、以上２件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

　ただいま上程されました、予算関連議案につきまして、第２回市議会定例会追加議案と記載しております一般会計補正予算書により、提案理由の説明をいたします。

３ページをお願いいたします。議案第５０号令和２年度飯塚市一般会計補正予算、第１５号につきましては、国の補正予算の関連事業に係る経費と、今後見込まれる所要額を補正するもので、第１条で後ほどご説明いたします２月２９日専決後の規定の予算総額に２億６１４３万５千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を９５１億８０８６万２千円とし、第２条で繰越明許費の補正、第３条で債務負担行為の補正。第４条で地方債の補正をするものでございます。

続きまして、議案書の３ページをお願いいたします。議案第５１号の専決処分の承認につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

令和３年２月２６日専決と記載しております一般会計補正予算書により、ご説明いたします。３ページをお願いいたします。専決第５号、令和２年度飯塚市一般会計補正予算第１４号につきましては、福岡県知事辞職に伴う４月１１日の福岡県知事選挙の関連経費を補正するものでございます。第１条で既定の予算総額に５３０４万８千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額９４９億１９４２万７千円とし、第２条で繰越明許費の補正をするものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案２件は、議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　４時０３分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　久　原　美　保

都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　渡　部　淳　二

都市建設部次長　　中　村　洋　一

企業局次長　　本　井　淳　志

人事課長　　松　本　日出登

総合政策課長　　小　西　由　孝

財産活用課長　　安　武　一　彦

農林振興課長　　村　上　　　光

高齢介護課長　　今　泉　正　虎

土木建設課長　　中　村　　　章

企業管理課長　　榊　　　敏　江

　　上下水道施設課長　　佐　竹　広　行